

体文協 第122号
令和5年 2月28日

北海道知事 鈴木 直道 様

札幌市南区真駒内公園1番1号
一般財団法人 北海道体育文化協会
理事長 三戸部 正徳

北海道立真駒内公園指定管理業務の令和5年度年次業務計画書及び
年次収支計画書について

このことについて、令和4年3月28日付で締結した北海道立真駒内公園の
管理に関する協定書第16条に基づき、提出します。

記

(添付書類)

- 1 北海道立真駒内公園指定管理業務 令和5年度年次業務計画書
※業務仕様書に記載した指定管理業務については、委託とします。
- 2 北海道立真駒内公園指定管理業務 令和5年度年次収支計画書

(屋内競技場グループ)





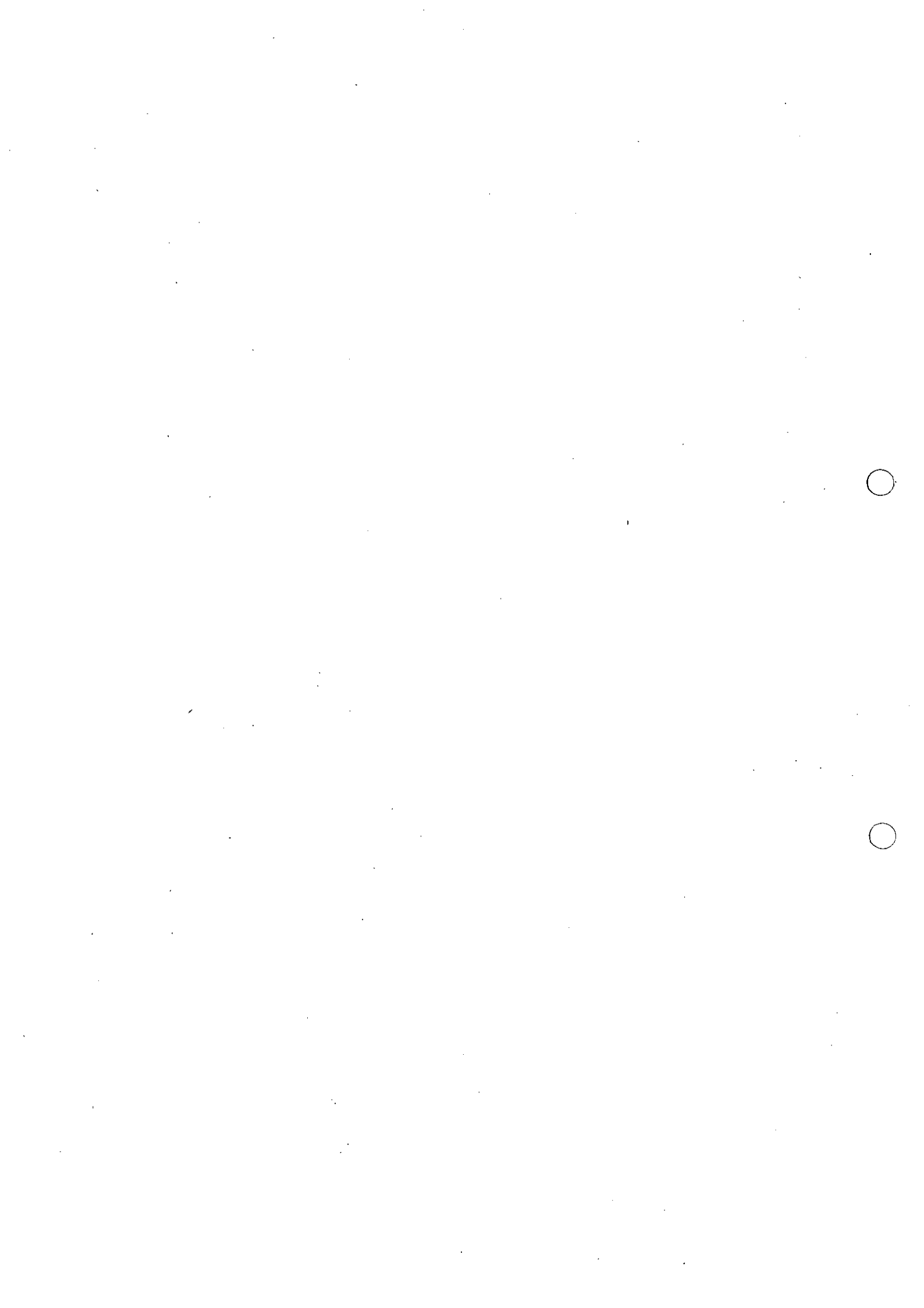
令和5年2月28日

北海道立真駒内公園

指定管理業務

令和5年度 年次業務計画書

一般財団法人 北海道体育文化協会



1 当該年度における各業務の基本的な事項

(1) 指定管理業務の基本的な運営方針

明治百年記念公園・冬季オリンピック札幌大会の主会場が建つ道立真駒内公園の管理運営を、都市公園の緑豊かな都市環境の提供、道民活動・憩いの場として、又都市の防災上等の向上に適應するよう行い、合わせて広域レクリエーション施設の拠点としての真駒内両競技場と有機的に活用され豊かな地域づくり・活性化など、人と自然の「共生」に寄与するよう努めます。

又レクリエーション・健康増進等、公園が持つ様々な機能を十分に発揮するとともに、利用者のニーズを反映した「住民参加型公園」の構築を一層進め、利用者との協働により、カタクリの群生など貴重な自然を守り育て、それを通じて利用者が楽しむことができるよう、又次世代に生態系が継続する公園となるよう努めます。

真駒内公園では、北海道都市公園条例第5条（行為の禁止）に規定する禁止事項について、園内に注意標示看板の掲出、公園各所に設置されている園内放送用スピーカーを使用しての園内放送・団体利用者への注意事項記載の「公園の利用について」を配布し注意を喚起するとともに職員等による園内巡視を行い適切に利用するよう指導・注意をします。夜間は警備員が警備車による巡回を行い、駐車場の残車がないか・門扉の施錠・園内警備を行います。緊急時には、緊急連絡網により警備員等から連絡を受けた職員が迅速に現地に向かい、対応又は電話による適切な指導・指示を行います。

真駒内公園及び両競技場の管理運営は、大規模な施設・設備を有し、且つ都市部に位置することから観客収容能力に優れていること又冬期間はスケートリンク利用という施設の特性を有効活用して、多目的施設として国際・全国規模のスポーツ大会やコンサート、集会及び展示会等の開催を各スポーツ団体やイベントプロモーション等に積極的な誘致活動を行い、全部利用率の向上を図り、又個人利用では利用時間の弾力的運用、公正で利用しやすい利用料金の設定やメディアやインターネット等を活用した、情報発信や情報公開など多様なサービスの向上を図るなど積極的な利用促進を進め、健康増進・文化向上の拠点作りに努めます。

施設・附属設備及び物品の維持管理については、清掃・警備等のうち自前主義で職員ができるものは職員が行い、又設備・物品の予防保全と緊急

対応を目的とする職員の定常業務の一環として、チェックリストによる点検等を行い設備機器の安全確保と長寿命化を図るなど、利用者が安全且つ快適に利用できるよう適切な管理を行い、経費の縮減と徹底した業務の見直しによる管理水準の適正化を確立します。

又職員と業務スタッフによる業務改善会議を定期的に行い、安全性の確保と更なる縮減等の共通の認識を持ち、適切な業務の推進を図ります。

【当協会の基本理念・基本方針】

地域と共生し、健康で豊かな社会生活の実現を目指します。

【基本理念】

一般財団法人北海道体育文化協会は、地域と共生し体育・文化及び産業の普及振興を通じて、健康で豊かな社会生活の実現を目指します。

【基本方針】

- 1 私たちは、地域・団体等との連携・協力を通じて、地域振興に貢献します。
- 2 私たちは、社会の変化と多様な住民ニーズに応えるために、各種事業を創出します。
- 3 私たちは、施設の情報発信と利用者のサービス向上に努め、利用推進を図ります。
- 4 私たちは、法令遵守・個人情報保護及び情報公開を推進します。
- 5 私たちは、事故防止と災害復旧支援の取り組みに努めます。
- 6 私たちは、地球環境へ配慮し、美しく良好な環境の保全と創造を図ります。
- 7 私たちは、業務の合理化と効率化の推進に努めます。

地域団体等との連携・協力を通じて地域振興に貢献

協会は、地域と共生し、体育・文化・産業の普及振興を通じて、健康で豊かな社会生活の実現を目指します。

施設管理運営事業（施設利用）・スポーツ普及振興事業（教室）・生活文化向上事業（各種事業）・サービス事業（イベント）

施設の情報発信、サービス向上・法令の遵守等、災害復旧支援、良好な環境の保全と創造・合理化

(2) 組織体制、人員配置計画、研修計画等

■組織体制等

総括責任者

	氏名	勤務時間帯	身分・資格・所掌等
総括責任者		8時30分～17時15分	専務理事・真駒内屋内競技場館長

■執行体制（組織図）

別添のとおり

■緊急時連絡網（道・関係署）

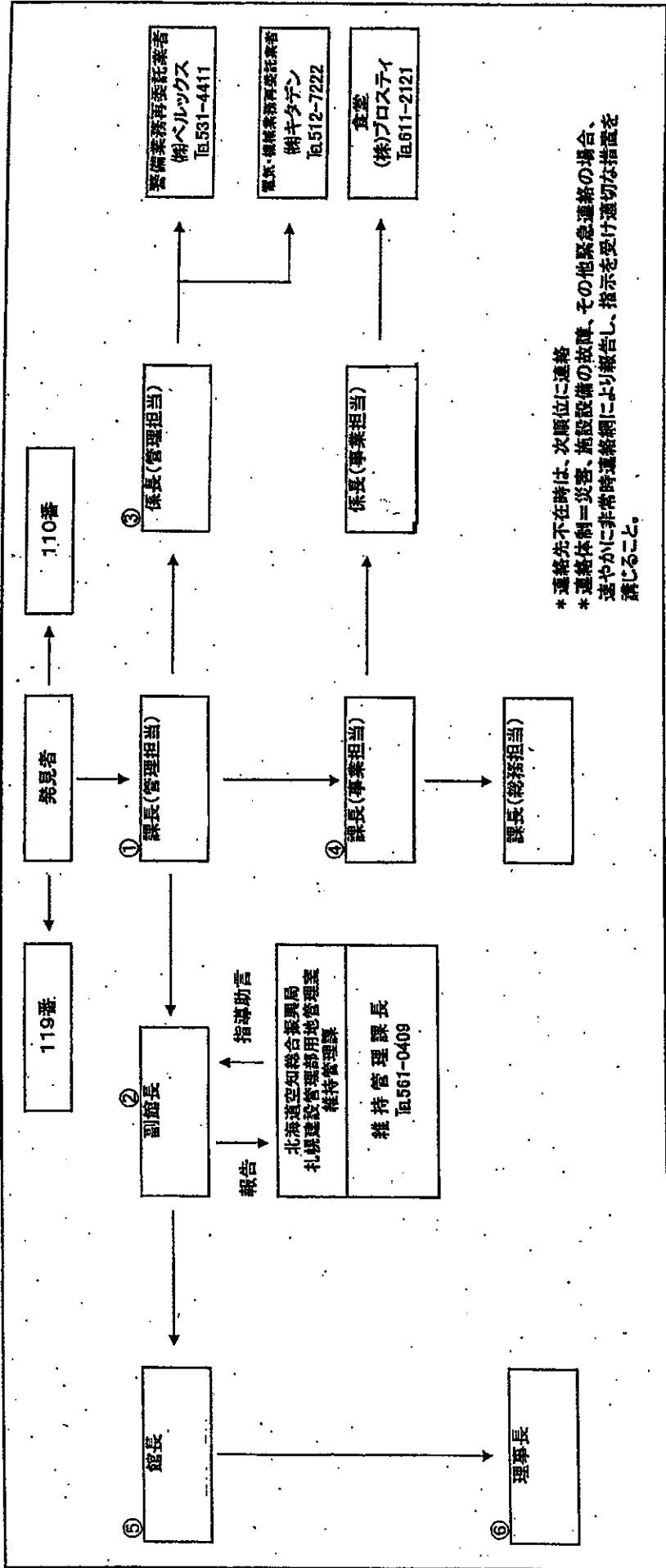
別添のとおり

■職員等研修計画（資質向上）※資格取得のための講習会等を含む

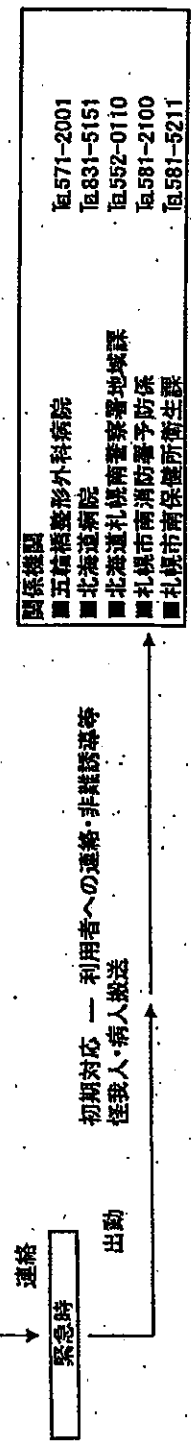
研修区分	研修等内容	開催回数	対象	主催
接遇教育	接遇ミーティング	2回	職員・スタッフ	自前
緊急対応時の教育	消防火災訓練	2回	職員・スタッフ	自前 (札幌市消防局協力)
高圧ガス（冷凍機）装置の保安に対する教育	スケートリンクオープン前の職員・委託業者への教育（注意喚起）」	1回	職員・スタッフ	自前
外部講師招聘研修会	サービス教育・利用促進研修	1回	職員・スタッフ	自前

非常時連絡網(真駒内公園・屋内競技場グループ)

令和5年2月28日現在

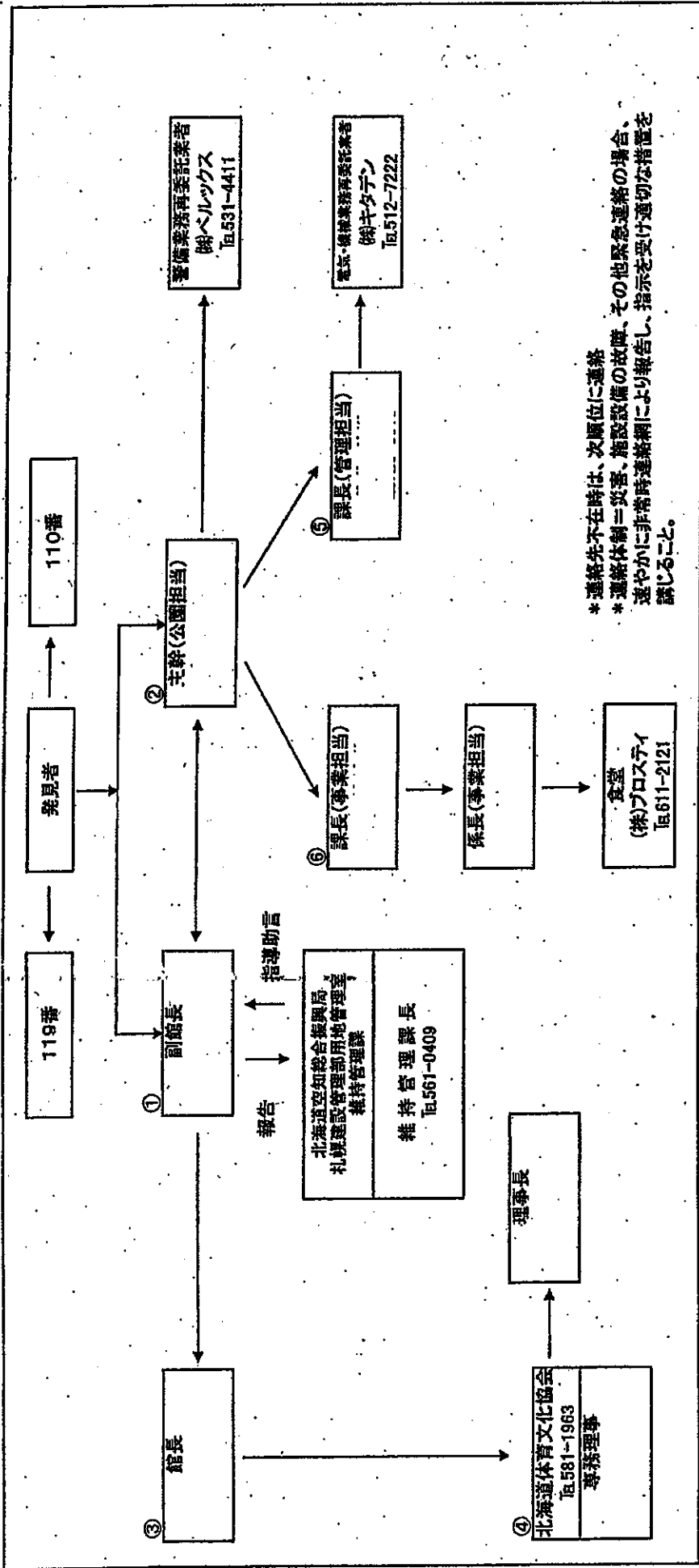


* 連絡先不在時は、次順位に連絡
 * 連絡体制＝災害、施設設備の故障、その他緊急連絡の場合、速やかに非常時連絡網により報告し、指示を受け適切な措置を講ずること。



非常時連絡網(真駒内公園・屋外競技場グループ)

令和5年2月28日現在



* 連絡先不在時は、次順位に連絡
 * 連絡体制＝災害、施設設備の故障、その他緊急連絡の場合、速やかに非常時連絡網により報告し、指示を受け適切な措置を講ずること。

- 関係機関
- 五輪橋整形外科病院 Tel.571-2001
 - 北海道病院 Tel.831-5151
 - 北海道札幌南警察署地域課 Tel.552-0110
 - 札幌市南消防署予防係 Tel.581-2100
 - 札幌市南保健衛生課 Tel.581-5211

(3) 事業及び業務の実施項目、年間スケジュール

区 分	項 目	年間スケジュール
維持管理業務		
1 植物管理業務	(1) 樹木管理 (真駒内公園)	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の種類、形状、育成状況に応じて剪定、刈込、病虫害防除、灌水、冬囲い等の必要な育成管理を行う。
	② 草花管理 (真駒内公園)	<ul style="list-style-type: none"> 灌水、薬剤散布等の必要な育成管理を行う。 樹木と共に強風、低温及び雪害から保護するため冬囲い等の養生を行う。
	③ 芝・草刈 (真駒内公園) (屋外競技場)	<ul style="list-style-type: none"> 公園の利用者が快適に利用できるように、月々のスケジュールにより、適切な芝・草刈りを行う。 薬剤の使用は、必要最小限とし使用する場合は、環境及び安全に配慮して選定する。 ・5月～10月 芝生スタンド部分
2 施設等の管理業務	① 施設保守等 ・保守管理等 電気設備保守管理 (屋内競技場) 毎日 (屋外競技場) 毎日 機械設備保守管理 (屋内競技場) 毎日 (屋外競技場) 毎日 冷凍機設備保安管理 (屋内競技場) 12月～3月 (屋外競技場) 毎日 冷凍機運転 (屋内競技場) 12月～3月 製氷及びスケートパトロール業務 (屋内競技場) 12月～2月 ・法定点検等 消防用設備点検 (屋内、外競技場) 総合点検9月、機能点検3月 電気工作物保安点検 (真駒内公園、屋内、外競技場) 月1回、年次点検 年1回 公園身障者トイレ自動ドア点検 (真駒内公園) 月1回自主点検 放送設備保守点検 (屋内競技場) 精密点検11月、定期点検4月、7月、10月 (屋外競技場) 月1回 自主点検 動力操作設備点検 (屋内競技場) 4月 (屋外競技場) 10月	

区 分	項 目	年間スケジュール
	照明操作盤保守点検 (屋内競技場)	毎月
	電光掲示板保守点検 (屋内競技場)	12月
	計測設備保守点検 (屋内競技場)	12月
	(屋外競技場)	10月
	トレーニング機器保守点検 (屋内競技場)	精密点検6月、定期点検9月、12月、3月
	(屋外競技場)	月1回 自主点検
	ボイラー検査 (屋内競技場)	6月
	(屋外競技場)	7月
	ボイラー等点検整備 (屋内競技場)	6月
	(屋外競技場)	7月
	冷凍機点検整備 (屋内競技場)	11～12月 1基
	(屋外競技場)	11～2月のうち1回 2基
	ネズミ・昆虫等防除 (屋内競技場)	5、11月
	水質検査 (屋内競技場)	精密検査 6月、一般検査 12月
	(屋外競技場)	一般検査 3月
	ばい煙測定 (屋内競技場)	11月、2月 2回
	(屋外競技場)	8月、2月 2回
	空気環境測定 (屋内競技場)	4月、6月、8月、10月、12月、2月
	特殊建築物等定期調査 (屋内競技場)	12月予定
	(屋外競技場)	12月予定
	・事務所・物品等の管理	随時
	・修繕	都度
	・施設管理の記録・保存	随時
	②衛生管理	
	・ゴミの収集・搬出	適宜
	・日常・定期・特別清掃の 実施	適宜
	・受水槽清掃	3月
	・人工池の清掃	4月及び適宜
	③警備等	
	・巡視・点検等	毎日
	・夜間警備業務	毎日
	・記録管理	毎日
	④除雪等	
	・除雪及び排雪	必要に応じて実施する。
	・落雪危険防止柵設置	12月
	・落雪危険防止柵撤去	3月
3 その他	①有害駆除 ・蜂、カラスの巣などの駆除 業務	利用者の安全の確保のため、必要に応じて駆除する。

区 分	項 目	年間スケジュール
運營業務		
1 施設利用に関する業務	①利用窓口 ・利用者への接遇 ・苦情対応 ・利用調整 ・備品等貸出業務	毎日 都度 随時 随時
2 利用料金収受等業務	①規定 ②屋内競技場、屋外競技場 及び駐車場 ・利用承認 ・取消等 ・利用料金の収受 ・利用料金の決定 ・利用料金の還付 ・利用料金の減免	公園条例第6条及び第12条の2の 規定により適正に処理 ・公園条例第6条の規定に基づき公園 施設の利用者に対し、利用の承認を する。承認の際、必要に応じて条件を 付する。利用内容変更についても同 様とする。 ・公園条例第6条の4に規定する違反 等の行為に対し、承認を取り消し、又 は制限若しくは停止する。 ・施設を利用しようとする者から、当該 施設の利用に係る料金を収受する。 ・公園条例第12条の2で定める利用料 金の額を上限に、知事の承認を受け て定める。 ・既納の利用料金は還付しない。 ただし、管理規則で定める基準に基 づく全部又は一部を還付する。 ・管理規則で定める基準により利用料 金の減免を行う。
3 利用促進業務	①広報等 ・広報活動 ・パンフレット ・インターネット ・自主企画事業	随時 随時 随時 随時
4 売店等便益施設管理 運營業務	・公園管理者が設置した施設に 係る管理運営	・屋内競技場、屋外競技場の食堂及び 売店の管理運営を行う。

2 利用者数の見込み等(月別、事業別利用者数等の見込等)

区分	月												計	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
真駒内公園	一般利用(人)	15,500	22,000	27,000	41,600	33,600	35,600	40,100	22,000	5,500	6,500	6,700	6,100	262,200
	ジョギング(人)	10,000	12,000	30,100	31,600	22,600	25,600	27,100	13,500	2,500	2,500	3,000	3,000	183,500
	マラソン大会(人)	-	-	-	-	-	5,000	10,000	500	-	-	-	-	15,500
	団体・学校(人)	2,000	4,100	5,100	5,500	3,500	5,600	1,500	600	600	400	500	300	29,100
	自由の広場(人)	3,000	5,100	4,100	4,500	2,700	2,200	3,700	600	300	600	500	500	27,800
	歩くスキー(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	400	200	1,400
	計(人)	30,500	43,200	66,300	83,200	62,400	74,000	82,400	37,200	8,500	10,600	11,100	10,100	519,500
	駐車場(台)	1,386	6,734	3,619	4,452	2,736	4,317	3,730	934	-	-	-	-	27,908
	バス(台)	2	39	11	63	27	35	10	0	0	-	-	-	187
	乗用車(台)	1,382	6,676	3,604	4,381	2,700	4,265	3,714	928	-	-	-	-	27,650
自動二輪車(台)	2	19	4	8	9	17	6	6	-	-	-	-	71	
観覧(人)	5	3	1	1	0	1	10	15	1	10	15	0	62	
屋内競技場	夏コート利用(人)	950	540	210	1,087	1,370	853	950	1,200	0	0	0	552	7,712
	夏期個人利用(人)	179	28	172	148	75	140	171	139	0	0	0	140	1,192
	ランニング(人)	600	82	118	187	103	132	450	800	2,118	2,513	2,489	1,884	11,476
	冬期スケート(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,163	3,913	2,113	0	7,189
	スケートリンク専用利用(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,513	2,313	2,140	0	5,966
	ウエイトトレーニング(人)	400	124	106	145	73	126	250	700	869	1,269	1,550	0	5,612
	附属体育館	401	124	207	271	247	271	315	379	452	650	830	450	4,597
	個人利用(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	コート利用(人)	401	124	207	271	247	271	315	379	452	650	830	450	4,597
	計(人)	2,535	901	814	1,839	1,868	1,523	2,146	3,219	6,130	10,668	9,137	3,026	43,807
観覧(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
夏コート利用(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0	
夏期個人利用(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0	
冬期スケート(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
サークレットトレーニング(人)	100	100	70	70	80	250	200	200	200	250	250	250	2,120	
計(人)	100	100	70	70	80	250	200	200	200	250	250	250	2,120	
競技場合計(人)	2,635	1,001	884	1,909	1,948	1,773	2,346	3,419	6,430	10,918	9,387	3,276	45,927	

(4) 管理の目標達成計画（目標達成のため講ずべき措置及び達成見込み等）

■管理の目標達成計画

管理の目標達成計画

①利用促進

達成目標及び業務指標	R5 指標値	R5 計画
公園利用者数の増員 (年間 554 千人以上)	565,100 人	565,427 人
競技場の個人入場者数の現状維持 (年間 60 千人以上)	60,000 人	60,418 人

②安全かつ快適な利用環境の提供

達成目標及び業務指標	R5 指標値	R5 計画
安全性の確保（日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、利用者による事故発生件数を年間 0 件とする。）	0 件	0 件
職員資質の向上（安全管理・サービス向上に関する研修会を年間 2 回以上実施する。）	2 回	6 回

③住民等との協働推進

達成目標及び業務指標	R5 指標値	R5 計画
公園業務に対する地域住民との協働を推進する。(年間延べ参加者数 5,400 人以上)	5,400 人	5,575 人

④利用者満足度の向上

達成目標及び業務指標	R5 指標値	R5 計画
利用者満足度の向上（指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合を 70%以上確保する。）	—	—

■ 参考業績指標

①利用促進

達成目標及び業務指標	R5 指標値	R5 計画
公園の利用促進のための自主事業の充実 (年間開催事業数 50 事業以上)	50 事業	61 事業

■ 目標を達成するための講ずべき措置及び見込等

①利用促進

[公園利用者数の増員及び競技場個人入場者数の現状維持]

私たちは、公園利用者数の増員及び競技場個人入場者数の現状維持を図るため、公園・施設の役割及び魅力を多くの方々に知っていただき、年間を通じて有効に利用していただけるよう、万全な安全体制の確立及びホスピタリティ溢れるサービスとサポートを行うとともに、様々な方法を用いて情報発信・情報収集、魅力ある事業展開を行って利用促進に努め、利用者のニーズに即しての賑わいのある公園づくりを推進します。

また、来園者にいつ来ても安全できれいな公園だと感じていただけるよう、2時間ごとの公園内巡回、清掃管理、芝維持管理、樹木管理など適正に行い、公園の安全・美観維持・シンパシー向上に努め、ジョギング、ウォーキング等快適に利用できるよう環境整備を行い、利用促進を図ります。

情報発信・情報収集

- ・ 行事予定表（毎月発行）や、施設のPRチラシやポスターなどを作成し、施設の掲示板はもとより、北海道や札幌市南区役所などの官公庁の他、地下鉄真駒内駅、近隣の幼稚園や小学校、真駒内地区連合会やスポーツ競技団体など、幅広く配布します。
また、新聞折込やチラシ配布により、近郊地域への広報に努めます。
- ・ 顧客リストを活用し、ダイレクトメールでイベントのお知らせや、施設のPRを行います。
- ・ スケートリンクオープンなどの施設開放のお知らせや、企画事業の開催について、新聞社・テレビ局等報道機関に対して報道・取材・記事掲載など広報依頼を行っています。
- ・ 公園や施設を利用する幅広い層の利用者の多様なニーズを把握し、事業に反映します。
- ・ ホームページやSNSにより全国に向けて施設のPR等、情報発信するほか、リアルタイムで行事案内の更新やイベント情報及び公園の鳥・古木の樹齢等、興味をいただけるような事項の発信を行い、公園や施設の利用者に向けたPRを行います。

事業の推進・提案

- ・ 真駒内公園内のカタクリ群生地において「カタクリの花観察会」や、保全のための「ササ刈りボランティア」を開催します。
- ・ 真駒内地区青少年育成委員会、藻岩下地区青少年育成委員会の協力や、ボランティアを募集して、公園清掃活動及び人工池の清掃を行います。
- ・ 道立公園植生研究会と協働でカタクリ散策路の整備、ササ刈り、枯損木の処理、樹木の剪定等を実施します。
- ・ 地域住民や公園利用者に公園でのイベントを楽しんで頂くことを目的に、札幌市豊平川さけ科学館と共催で「さっぽろさけフェスタ」を開催します。
- ・ 花壇や樽コンテナに、花植え等を行う「花の寄せ植え体験会」を開催します。
- ・ 園内の枯損木を利用して作る「木の名札づくり」を実施します。
- ・ 冬の公園が有効に利用される環境づくりを目指し、寒い季節でも人々が体を動かす場を提供するため、冬のウォーキングコースを設営します。
- ・ 地域とのコラボレーションによる「ウィンターイベント」の継続開催に向けて取り組みます。

個人利用の利用促進

- ・ テニス、バドミントン、卓球、スケート等の種目を主として一般に開放してきましたが、多様化する利用者のニーズに応えるため、新たな個人利用種目の設定を検討します。
- ・ 天候や季節に左右されない環境を活かして、冬期間、練習場所の確保が難しい個人及び陸上部等がある学校や団体に対して営業活動を行い、屋内競技場ランニングコース冬期間の利用拡大を図ります。

その他の利用促進策

- ・ コンサート企画会社、広告代理店、スポーツ団体、車両販売会社、旅行企画会社、一般企業等に利用誘致活動を行います。
- ・ イベント会社等とのコラボレーションによって、大規模イベントを企画・立案し、共同事業としてのイベント開催を実現させるための利用促進活動を行います。

②安全かつ快適な利用環境の提供

安全性の確保

職員の定常業務の一環として、公園内（3箇所の駐車場含む）及び両競技

場を1日4回の巡回・安全指導を行い、利用者の安全を確保します。又実施マニュアルを作成しての自衛消防火災訓練→迅速な情報の入手と判断、的確な被害状況の把握と応急対応→速やかな関係機関、北海道への報告→緊急時体制の確保をします。

[基本的災害予防]

- ・ 日常的に利用者・施設・設備の巡回・観察・点検を実施。
- ・ マニュアルを作成して自衛消防火災訓練・救急措置を実施。
- ・ 消防法による設備点検・報告。
- ・ 緊急連絡網の整備・掲示を実施。

[イベント時の災害予防]

- ・ 利用者（主催者）と事前協議を行い、両者が一体となり共同で防災対策、連絡体制の共同体制の整備。
- ・ 警察、消防署等への届出書類確認。
- ・ 自主消防計画書提出を厳守。

[災害発生への対応]

- ・ 緊急放送による利用者への伝達
- ・ 自衛消防隊による高度な配備体制の確保。
- ・ 迅速な情報入手と判断、応急措置。
- ・ 緊急連絡網による適切な措置と報告。
- ・ 施設所有者賠償責任保険の加入。

[都市の安全性の確保]

- ・ 公園一帯が札幌市の広域避難場所に指定されており、また屋内競技場は収容避難場所に指定されている避難誘導路の体制整備に努めます。近隣住民が多く避難することが見込まれていることから、災害時には公園内の被害状況の点検や、両競技場とともに大規模災害時の避難者の安全確保に努めます。
- ・ コンパクトでわかりやすい個別の行き先案内板等の設置（現在地・倒木等危険注意喚起・事務所等）を行います。
- ・ 社会的弱者が安全で・安心できるよう巡回によるセキュリティーの確保及び園路段差の改善等ユニバーサルデザインの推進を行います。
- ・ レクリエーション・ジョギング・少年野球・遠足・歩くスキー等の多様な利用者への適切な対応を行います。

[施設所有者賠償責任保険]

施設利用者に対して、施設側の瑕疵が認められる場合に適用となる施設所有者賠償責任保険に加入します。補償内容は、対人賠償1名につき3,000万円・1事故につき1億円、対物賠償1事故につき500万円。保険期間は、令和5年4月1日から令和6年4月1日まで。

[スポーツ安全保険]

スポーツ教室の受講者に対して、(公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の積極的な加入案内(幼児・小学生対象の教室は自動的に加入適用)をします。

[その他]

協会では内規「傷害事故見舞金支給要領」により利用者が被害にあわれた場合で保険金支給前の対応措置として2週間以上1カ月未満5,000円、1カ月以上の怪我の場合1万円の見舞金(品)の支給を行います。

その他安全性確保のための方策

- ・ 職員による園内巡視の強化
- ・ 作業員も園内に注意を向けて作業します
- ・ トイレ非常ベルの活用
- ・ 園内放送を使用して、利用者への注意喚起
- ・ 施設内に設置の監視カメラで利用者の状態を適切に観察
- ・ 施設内の整理整頓、危険箇所の整備等を図り、災害時にスムーズな避難誘導を行えるようにします。
- ・ AED(自動対外式除細動器)の設置
- ・ 公園内で、犬をノーリードで散歩する利用者に対して、啓発のチラシを配布するほか、園内放送や注意看板の増設など注意喚起を行います。
- ・ イベント開催時は、施設と主催者が一体となり、共同で防災対策・連携体制の強化を図り、防災・防犯・その他の緊急時の対応に当たります。
- ・ 地域の防災活動に対して「北海道地域防災マスター」の認定を受けた当協会職員が、防災活動に対する指導や、防災訓練への参加啓発、災害図上訓練等を行います。

職員資質の向上

【職員の研修】

- ・ 外部講師を招聘してのコンプライアンス研修会や、利用者に対する接遇・サービス教育・利用促進に関する情報等を通じて職員一人ひとりが、施設経営者という意識をもって、施設ごとにかかる経費や利用料収入の収支を把握するとともに、施設の管理運営を見直し、常に経営改善・体質強化を推進します。職員・スタッフ全員「名札」を常時着用し、利用者に親しみと信頼感を持たれるよう意識教育を徹底します。
- ・ 利用者に気持ちよく施設をご利用頂くためには、職員及びスタッフの接遇教育が大切と考え、利用者が「また、来てみたいと感じる」応対ができる職員やスタッフの育成を確立します。
- ・ 施設において、3カ月に1回以上、職員・スタッフによる接遇ミーティングを実施し、業務に対し利用者の目線に立った同じ認識を持つ質の高いサービスの向上に取り組みます。

③住民等との協働推進（主な事業）

- ・ 私たちは、地域の大学（札幌大学・東海大学）と資力（知力・マンパワー）、協会（施設・公共性）を有機的に結合した包括連携・協力協定により、スポーツ・文化の普及振興、地域の防災・災害時の相互協力、地域活性化など、大学と連携協力関係を増進させ、利用促進に繋がる新たな事業を創出します。
- ・ 札幌大学とスポーツ普及振興に関する協力協定により、協働で各種スポーツ教室（走り方教室等）を開催します。
- ・ 真駒内公園は、地域の皆さんと「カタクリ観察会・ササ刈り」、「道立公園植生研究会」、「ボランティアによる公園内清掃活動」等の事業を通じて、利用者・地域住民との「協働体制」を構築し、積雪寒冷地における住民参加型公園を実現します。
- ・ 地域住民や公園利用者に公園でのイベントを楽しんで頂くことを目的に、札幌市豊平川さけ科学館と共催で「さっぽろさけフェスタ」を開催します。
- ・ 札幌市南区少年軟式野球連盟による自由の広場（野球場）の芝刈りボランティアなど協働体制を確立し、公園整備をしていきます。

④利用者満足度の向上

信頼性・快適性・公共性に富んだ質の高いサービス

私たちは、安全・安心を最優先に考え、利用者満足を常に追求することが最大のサービスと考え、徹底した顧客志向による、信頼性（安全・安心）、快適性（質の高さ・利便）、公共性（誰にでも親しまれる不特定多数の利用者の

利益)を有する真駒内公園の魅力、広く利用者に知っていただき、安全かつ有効に利用していただけるよう運営します。

また、利用者の多様なニーズを把握し、事業に反映し、施設の利用者に対してホスピタリティ溢れるサービスとサポートを実施します。

(5) 利用者ニーズの把握、苦情・意見等への対応等の実施方針

- ・ ホームページ、北海道・札幌市広報、町内会報、利用案内等により、常に施設利用状況や主催事業等について情報提供いたします。また、運営全般や主催事業についてインターネット、アンケート、意見箱等により利用者等の意見を取り入れ、管理運営に十分反映させて効果的かつ弾力的な運営に努めます

[利用者ニーズの把握]

- ・ 職員・スタッフが、常に利用者との接触（挨拶等）を行い、生の声を聞き取るように心がけることによって、利用者のニーズを把握します。
- ・ 利用者からの要望を電話やFAX、Eメール等で受け付けます。
- ・ 利用者から問い合わせの多い公園の桜、紅葉の見どころ等を、ホームページやSNSで情報発信します
- ・ 利用者やイベント参加者に対し適宜アンケート実施・ディスカッションを実施し、意見・要望等はイベントやサービスにフィードバックします。
- ・ 電話やFAXによる要望の受付を行います。
- ・ 利用者アンケート箱により様々な意見を収集し、サービス等にフィードバックします。
- ・ 近隣の町内会や施設、利用団体等を中心に意見交換や調整、要望のヒアリングを行います。

[苦情・意見等への対応]

- ・ 苦情・意見等を受けた場合は、速やかにその内容を検討し、公正かつ迅速な処理を行い職員等に指示・徹底・認識を共有するとともに、処理経過について主要なものは、その内容を公開するとともに記録し、北海道に報告・協議します。

[マニュアルに基づく苦情の対応]

1 利用者との信頼関係を作る

- (1) お客様と信頼関係をつくるために、迷惑をかけてしまったことに対して率直に謝罪する。

2 状況を把握する

- (1) 状況を把握し、相手の話を十分に聞いて事実関係を確認し、お客様の要望が何であるかを知る。
- (2) 苦情処理記録簿を作成し、苦情内容を施設職員への回覧（情報の共有）

3 問題を解決する

- (1) 問題を解決するべく、対応策を考えてお客様に納得がいく説明をしたうえで迅速に行動する。
 - ① 苦情の原因を取除き、業務を再設計（改善）する。
 - ② 苦情に対し迅速かつ適切に対応し、速やかに苦情処理記録簿を北海道へ報告・提出するとともに、判断が困難な場合は、速やかに北海道に連絡し、その指示を受けるものとする。

4 苦情への感謝とフォロー

- (1) 苦情を寄せて頂いたことに感謝し、事後のアフターフォローを忘れない。
 - ① お客様に解決について報告する。

5 苦情を活かす

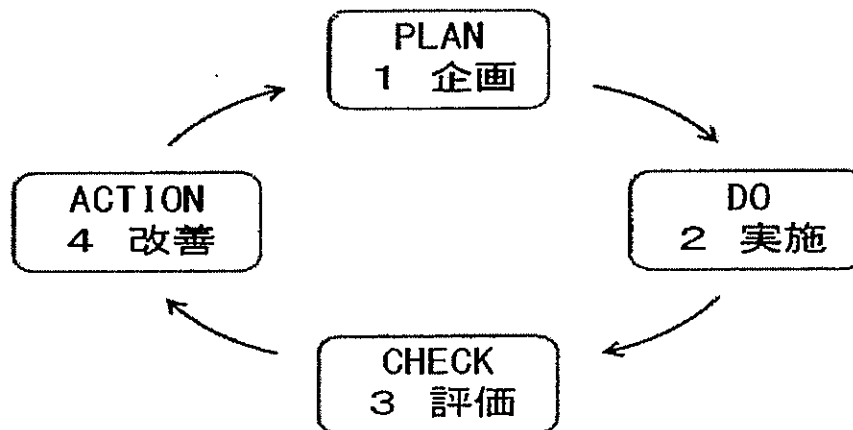
- (1) 苦情で得た情報を職員等で共有し、類似苦情の再発防止と公園の管理運営の改善に活かす。
- (2) サービスレベルの監視、是正、予防措置の効果を確認する。

・ PDCAサイクルマネジメント

私たちは、施設利用者の利便性の向上と質の高いサービスの提供により、誰もが楽しめ、安心して利用できる「安全・安心」に基づき、利用者に「憩い・くつろぎ・ふれあい」の場となる施設づくりを目指します。

また、施設利用者の利便性の向上と質の高いサービスの提供をするため、PDCAサイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築し、企画・実施・評価・改善といった一連の取り組みを継続的に行います。

PDCAサイクル



1 PLAN (企画)

- (1) 維持管理業務体制の構築
- (2) 業務計画書
- (3) 緊急時の対応体制
- (4) 各種マニュアルの整備

3 CHECK (評価)

- (1) 維持管理業務の履行確認
- (2) 各種訓練教育の成果確認
- (3) 利用者満足度(CS)の調査、確認

2 DO (実施)

- (1) 管理運営業務の実施
- (2) 緊急時対応訓練、教育の実施

4 ACTION (改善)

- (1) 自己評価の結果を踏まえた改善策の立案と計画

※PDCAに基づく「令和〇〇年度施設運営方針」により幹部会議で評価・改善を行う（6カ月後ごと）

- ・ 業務計画書に基づき年度計画に定めた項目の確実な実施に資するための業務の進行管理を実施する。
- ・ 年度計画に定めた項目の達成状況及びその他業務全般について自己点検評価を



3 各業務の実施計画

(1) 利用提供業務に関する実施計画（公園施設の利用の期間及び時間等及び具体的な利用提供業務の実施計画）

施設名	期間	時間	利用提供業務の実施計画
真駒内公園	4～11月	6時30分 ～21時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散策、遠足、ジョギング、マラソン等の園内一般利用 ・ 少年野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等の自由の広場利用
	12～3月	6時30分 ～21時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散策、歩くスキー等の園内一般利用
駐車場	4～3月	6時30分 ～21時00分	
	※有料期間 4月29日 ～11月3日 (土、日、祭日)	※有料時間 6時30分 ～19時00分	
屋内競技場	4月～3月	7時00分 ～21時00分 ※21時以降、翌7時までは深夜区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部利用（アマチュアスポーツの競技会・練習会、研修会・講習会・集会、展示会、その他の催し物） ・ 会議室及び施設設備利用
	4月～12月上旬 (スケートリンク開始まで)	9時30分 ～19時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人利用（ランニングコース・ウェイトトレーニング）

	12月下旬～3月中旬 旬（体育館開始まで）	10時00分 ～19時00分	個人利用（ランニングコース、ウェイトトレーニング）
	4月～3月31日	9時30分 ～17時00分	・ 個人利用（卓球、バドミントン、ソフトテニス）
		18時00分 ～21時00分	・ コート利用（フットサル等）
	12月下旬～2月下旬 （※12月上旬～フロアパネル撤去及びフェンス取付・リンク製氷） （※2月下旬～3月上旬 解氷・フェンス撤去及びフロアパネル敷設）	7時00分 ～21時00分 ※21時以降、翌7時までは深夜区分	・ スケートリンク利用（全部利用）
		10時00分 ～17時00分	・ スケートリンク利用（個人利用）
		17時00分 ～21時00分	・ スケートリンク利用（専用利用）
附属体育館	4月～3月	9時00分 ～21時00分	・ 全部利用 ・ 一部利用 （バドミントン、卓球、フットサル等）

屋外競技場	4月～3月	9時00分 ～21時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部利用（アマチュアスポーツの競技会・練習会、研修会・講習会・集会、展示会、その他の催し物） ・ 会議室及び施設設備利用
	4月下旬～ 10月上旬	9時00分 ～18時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人及び一部利用（サーキットトレーニング）※人工芝コートは不具合により使用不可
	12月中旬～ 2月中旬		<ul style="list-style-type: none"> ・ スケートリンクは改修工事のため休止
	(※3月上旬～4月下旬（多目的運動場の夏期開放準備作業）)		

- 屋内・屋外競技場での全部利用及び一部利用の場合、利用者の便益を図るため、必要に応じ、利用時間を延長（午前7時～午前9時及び午後9時から午前7時まで）します。
- 屋内・屋外競技場の冬期利用期間（スケートリンク利用期間）は、別途協議します。

※休場日

- 年末年始の12月29日から1月3日まで
- 毎月の第1火曜日及び第3火曜日（屋内競技場は、利用促進、利用者サービスを図るため、冬期間の休場日を屋外競技場と重ならないよう第2火曜日と第4火曜日とします。）
- 施設整備、法定点検、工事等必要な場合は臨時休場日または整備日とします。
- 休場日に全部利用の利用申込みがあった場合は、開場し、休場日を変更します。

※その他

- 記載されている事項以外については、別途、協議します。

(2) 利用促進業務に関する実施計画（利用促進のための事業の実
 施計画及び利用者数の見込み等）

広報活動

項 目	計 画
行事あんないの発行	毎月約 1,400 部発行
新聞折込チラシ	施設模様替え時に「夏期・冬期」の利用案内・企画事業案内等、チラシ約 50,000 枚作成 年 2 回
ホームページ・SNS	随時更新により公園の貴重な自然の紹介、ボランティア募集、利用・イベント案内等
園内掲示板	公園内で行われるイベント案内他の掲示
マスコミ報道依頼	適時記事掲載、報道依頼
パンフレット等の作成	花・鳥等のパンフレットの配布
チラシ配布	地域の小・中学校・高校等にチラシ配布及びイベント来場者へのチラシ等配布

企画事業等

[スポーツ教室の開催]

教室種目	実施時期	指導対象	受講者数(人)
「屋内競技場」 女性健康美運動	通年	一般女性	495 人
アリーナ Jr スポーツ(週 2 コース)	通年	小学生	605 人
アリーナ Jr スポーツ(週 1 コース)	通年	小学生	165 人
少年空手道	通年	小・中学生	253 人
からだデザイン	通年	小・一般	231 人
からだデザイン&ポールウォーキング	通年	一般	198 人
女性リフレッシュ	通年	一般女性	1,000 人
ソフトヨガ・ストレッチ	通年	一般	495 人

バランス&ウォーキング	通年	一般女性	198人
剣道	通年	小中高一般	440人
バドミントンアスリートコース	通年	小学生	880人
スモールGボール	通年	一般	400人
スケート専用利用	冬期	一般	900人
幼児フィギュア	冬期	年中～年長	10人
幼児フィギュア(短期)	冬期	年中～年長	40人
ジュニアフィギュア(短期)	冬期	小・中学生	40人
大人のためのフィギュア	冬期	一般	10人
大人のためのフィギュア(短期)	冬期	一般	10人
カジュアルホッケー	冬期	一般	20人
「屋外競技場」			
テニス	夏期	一般	70人
ジュニアテニス	夏期	小学生	56人
テニスマシン	夏期	一般	700人
キッズリズムミック	夏期	5歳～小4	10人
キッズサッカー	夏期	5歳～小3	10人
走り方教室	夏期	小学生	45人
冬休みこどもスキー	冬期	年長～小2	60人
幼児体育	通年	3・4・5歳児	1,128人
親子体育	通年	2歳児と母親	240人
太極拳(水曜コース)	通年	一般	50人
太極拳(木曜コース)	通年	一般	50人
やさしいヨガ&ピラティス	通年	一般	72人
月曜ストレッチ	通年	一般	216人
火曜らくらくボデイデザイン	通年	一般	180人
水曜ストレッチ	通年	一般	180人
木曜バレエストレッチ	夏期	一般	84人
金曜シェイプアップ	通年	一般	120人
金曜ストレッチ教室	通年	一般	120人
合計		37事業	9,781人

【スポーツ大会の共催】

大会名	実施時期	対象	参加数(人)
マウンテンバイク120分耐久レース	3月	一般	150人

【生活文化の向上に係わる各種事業】

事業名	実施時期	参集範囲(人)	事業概要
「真駒内公園」公園マップ作成・配布	通年	500人	真駒内公園の花・野鳥・彫像・樹木マップ・歩くスキースのしおり等を作成して、配布します。
シーニックバイウェイビンゴラリー※	4月～10月	500人 (500人)	地域密着型イベントとして札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルートビンゴラリーに参加・実施する。
真駒内公園清掃活動	4～10月	100人 (100人)	ボランティアを募集し、公園内のゴミや枝拾い等、清掃活動を行います。
「みんなでやろう！ラジオ体操」※	4～11月	1,800人 (1,800人)	年齢・性別等に関係なく、健康増進・地域貢献・密着を目的に、来場者を集めラジオ体操を行う。
植生の管理育成活動	4月～10月	20人	公園内の樹木、草花の豊かな成育のために、道立公園植生研究会と協力して活動します。
風倒木・枯損木のリサイクル	5月～	50人	園内で発生する刈草・風倒木・枯損木を堆肥やウッドチップに加工して、園内で利用するなどリサイクルに努めます。
パークフロントフェスティバル※	5月～10月	1,500人 (1,500人)	北海道グルメの発信(キッチンカー)や、体験型のイベントを開催し、近隣区域の交流活性化を図ります。

カタクリの花観察会	5月	100人 (100人)	北海道自然観察指導員の先生を講師として、札幌では珍しいカタクリの花の観察会を行います。
人工池清掃	5月	100人 (100人)	真駒内、藻岩下青少年育成委員会と協力して実施します。 (真駒内、曙中学校野球部を主として実施)
花の寄せ植え体験	6月	100人 (100人)	公園の花壇や樽コンテナに花の寄せ植えや水やりなど、花壇づくり体験会を実施します。
木の名札づくり	7月	60人 (60人)	子どもを対象に、公園内の枯損木を利用して作る「木の名札づくり」を実施します。
昆虫教室	7月	20人 (20人)	小学生を対象に真駒内公園に生息する昆虫の研究を行います。
手作り教室※	8~10月	10人	がま口財布などの手作り教室を開催します。
さっぽろさけフェスタ共催	9月	1,000人 (1,000人)	地域住民や公園利用者楽しんで頂けるイベントを札幌豊平川さけ科学館と共催します。
カタクリの里ササ刈り	10月	100人 (100人)	カタクリの群生地を広げるためボランティアを募り、ササ刈りを実施します。
ゆるふわスポーツ※	10月	20人	幼児から大人までゲーム感覚で楽しめるスポーツを体験していただきます。
ランニング記録会※	10月	400人	屋内競技場ランニングコースでタイム記録会などを開催。

ECOな工作教室 ※	11月	10人	親子で楽しむことができる 工作教室を開催します。
利用団体との意見 交換ヒアリング※	随時	20人 (20人)	真駒内公園の利用促進と地 域活性化・まちづくりの協働・ 協力を目的として実施します。
スケートリンク氷 割り※	12月	100人 (100人)	地元の小学生を招待しリン ク作りを体験してもらいます。
スケートリンク福 祉開放※	12月	50人 (50人)	福祉施設の児童を招待し、ス ケートリンクの滑走を楽しん でもらいます。
歩くスキー愛好 者の集い	1~2月	25人 (25人)	真駒内公園の冬期有効活用 による歩くスキー普及事業及 び「地域住民参加型事業」の推 進を目的とし実施する。
スケートの日イ ベント※	2月	150人	「スケートの日」を設け、様 様なイベントを行い利用促進 を図る。
ウィンターイベ ント(MTB耐久レ ース等)※	3月	150人	冬期の利用促進のため、 MTB耐久レース等のイベント を開催します。
合 計	24 事業	6,885人 (5,575人)	

※ () 内は、地域住民等との協働を推進する事業への参加者数 [内数]

※ ※は競技場個人入場あり

(3) 維持管理業務に関する実施計画（施設、設備及び備品等の修繕、補修等の実施計画）

- ・ 園内外灯ランプ等取替修繕
- ・ 園内各所トイレ修理
- ・ 公用自動車、貨物自動車整備、スノーモービル整備
- ・ ザンボニー整氷車オーバーホール

(4) 保守点検業務に関する実施計画（定期及び随時の点検・整備等の実施計画）

■施設の定期点検

項 目	委 託		職 員	
	点検月	回数等	点検月	回数等
消防用設備点検 (屋内、屋外競技場)	総合点検 9月 機能点検 3月	年 2 回		
電気工作物保守点検 (真駒内公園、屋内、屋外競技場)	定期点検 毎月	月 1 回		
	年次点検	年 1 回		
公園身障者トイレ自動ドア点検 (真駒内公園)			毎月	月 1 回
放送設備保守点検 (屋内競技場)	精密点検 11月	年 1 回	4、7、10月	
			(屋外競技場)	毎月
動力操作設備点検 (屋内競技場)	4月	年 1 回		
	(屋外競技場)	10月	年 1 回	
照明操作盤保守点検 (屋内競技場)	毎月	月 1 回		
	(真駒内公園)	11月	年 1 回	

電光掲示盤保守点検 (屋内競技場)	12月	年1回		
計測設備保守点検 (屋内競技場)	12月	年1回		
(屋外競技場)	10月	年1回		
トレーニング機器保守点検 (屋内競技場)	精密点検 6月		9、12、3月	
(屋外競技場)			毎月	月1回
ボイラー検査 (屋内競技場)	6月	年1回		
(屋外競技場)	7月	年1回		
ボイラー等点検整備 (屋内競技場)	6月	年1回		
(屋外競技場)	7月	年1回		
冷凍機点検整備 (屋内競技場)	11月	1基		
(屋外競技場)	11~2月 のうち1回	2基		
ネズミ昆虫防除 (屋内競技場)	5、11月	年2回		
水質検査 (屋内競技場)	精密検査 6月 一般検査 12月	年2回		
(屋外競技場)	一般検査 3月	年1回		
煤煙測定 (屋内競技場)	11、3月	年2回		
(屋外競技場)	8、2月	年2回		
空気環境測定 (屋内競技場)	4、6、8、10、 12、2月	年6回		
特殊建築物等定期調査 (屋内競技場)	12月予定	3年に 1回		
(屋外競技場)	12月予定	3年に 1回		

■保守管理

- ① 電気設備保守管理（屋内、屋外競技場）
- ② 機械設備保守管理（屋内、屋外競技場）
- ③ 冷凍機設備保守管理業務（屋内、屋外競技場）
- ④ 整氷業務（屋内、屋外競技場）
- ⑤ 第一種冷凍保安責任者（屋外競技場）
- ⑥ 電気主任技術者（屋内、屋外競技場）

（5）清掃・警備業務に関する実施計画（日常及び定期的に実施する大規模な清掃、警備等の実施計画）

■清掃業務

- ① 真駒内公園
巡回による清掃、園内トイレの便器、手洗い器、床面の清掃、ゴミの回収等
- ② 屋内、屋外競技場
アリーナ、館内各室、トイレ、廊下の清掃、ゴミの回収等
- ③ 飲料用受水槽清掃（屋内競技場）
- ④ 臨時清掃
全部利用等で通常時より汚れ方が激しい場合の清掃

■警備業務

- ① 真駒内公園
安全の確保ため園内巡回警備、門扉の施錠、開錠
- ② 屋内、屋外競技場
夜間機械警備、パトロールカーによる巡回警備

(6) 企画事業に関する実施計画

(企画事業とは、指定管理者が、施設の利用者の増加や、利便性の向上、管理の目標の達成を図ることを目的として、自ら実施する指定管理業務の事業をいう)

企画事業等

[スポーツ教室の開催]

教室種目	実施時期	指導対象	受講者数(人)
「屋内競技場」 女性健康美運動	通年	一般女性	495人
アリーナJrスポーツ(週2コース)	通年	小学生	605人
アリーナJrスポーツ(週1コース)	通年	小学生	165人
少年空手道	通年	小・中学生	253人
からだデザイン	通年	小・一般	231人
からだデザイン&ポールウォーキング	通年	一般	198人
女性リフレッシュ	通年	一般女性	1,000人
ソフトヨガ・ストレッチ	通年	一般	495人
バランス&ウォーキング	通年	一般女性	198人
剣道	通年	小中高一般	440人
バドミントンアスリートコース	通年	小学生	880人
スモールGボール	通年	一般	400人
スケート専用利用	冬期	一般	900人
幼児フィギュア	冬期	年中～年長	10人
幼児フィギュア(短期)	冬期	年中～年長	40人
ジュニアフィギュア(短期)	冬期	小・中学生	40人
大人のためのフィギュア	冬期	一般	10人
大人のためのフィギュア(短期)	冬期	一般	10人
カジュアルホッケー	冬期	一般	20人
「屋外競技場」 テニス	夏期	一般	70人
ジュニアテニス	夏期	小学生	56人
テニスマシン	夏期	一般	700人
キッズリズムミック	夏期	5歳～小4	10人

キッズサッカー	夏期	5歳～小3	10人
走り方教室	夏期	小学生	45人
冬休みこどもスキー	冬期	年長～小2	60人
幼児体育	通年	3・4・5歳児	1,128人
親子体育	通年	2歳児と母親	240人
太極拳（水曜コース）	通年	一般	50人
太極拳（木曜コース）	通年	一般	50人
やさしいヨガ&ピラティス	通年	一般	72人
月曜ストレッチ	通年	一般	216人
火曜らくらくボデイデザイン	通年	一般	180人
水曜ストレッチ	通年	一般	180人
木曜バレエストレッチ	夏期	一般	84人
金曜シェイプアップ	通年	一般	120人
金曜ストレッチ教室	通年	一般	120人
合 計		37事業	9,781人

【スポーツ大会の共催】

大会名	実施時期	対象	参加数（人）
マウンテンバイク120分耐久レース	3月	小・中学生	150人

【生活文化の向上に係わる各種事業】

事業名	実施時期	参集範囲（人）	事業概要
「真駒内公園」公園マップ作成・配布	通年	500人	真駒内公園の花・野鳥・彫像・樹木マップ・歩くスキーのしおり等を作成して、配布します。
シーニックバイウエイビンゴラリー※	4月～10月	500人 (500人)	地域密着型イベントとして札幌シーニックバイウエイ藻岩山麓・定山溪ルートビンゴラリーに参加・実施する。

真駒内公園 清掃活動	4～10月	100人 (100人)	ボランティアを募集し、公園内のゴミや枝拾い等、清掃活動を行います。
植生の管理育成活動	4月～ 10月	20人	公園内の樹木、草花の豊かな成育のために、道立公園植生研究会と協力して活動します。
「みんなでやろう！ラジオ体操」※	4～11月	1,800人 (1,800人)	年齢・性別等に関係なく、健康増進・地域貢献・密着を目的に、来場者を集めラジオ体操を行う。
風倒木・枯損木の リサイクル	5月～	50人	園内で発生する刈草・風倒木・枯損木を堆肥やウッドチップに加工して、園内で利用するなどリサイクルに努めます。
パークフロントフェスティバル※	5月～ 10月	1,500人 (1,500人)	北海道グルメの発信(キッチンカー)や、体験型のイベントを開催し、近隣区域の交流活性化を図ります。
カタクリの花観察会	5月	100人 (100人)	北海道自然観察指導員の先生を講師として、札幌では珍しいカタクリの花の観察会を行います。
人工池清掃	5月	100人 (100人)	真駒内、藻岩下青少年育成委員会と協力して実施します。 (真駒内、曙中学校野球部を主として実施)
花の寄せ植え体験	6月	100人 (100人)	公園の花壇や樽コンテナに花の寄せ植えや水やりなど、花壇づくり体験会を実施します。
木の名札づくり	7月	60人 (60人)	子どもを対象に、公園内の枯損木を利用して作る「木の名札づくり」を実施します。
昆虫教室	7月	20人 (20人)	小学生を対象に真駒内公園に生息する昆虫の研究を行います。

手作り教室※	8～10月	10人	がま口財布などの手作り教室を開催します。
さっぽろさけフェスタ共催	9月	1,000人 (1,000人)	地域住民や公園利用者に楽しんで頂けるイベントを札幌豊平川さけ科学館と共催します。
カタクリの里ササ刈り	10月	100人 (100人)	カタクリの群生地を広げるためボランティアを募り、ササ刈りを実施します。
ゆるふわスポーツ※	10月	20人	幼児から大人までゲーム感覚で楽しめるスポーツを体験していただきます。
ランニング記録会※	10月	400人	屋内競技場ランニングコースでタイム記録会などを開催。
ECOな工作教室※	11月	10人	親子で楽しむことができる工作教室を開催します。
スケートリンク氷割り※	12月	100人 (100人)	地元の小学生を招待しリンク作りを体験してもらいます。
スケートリンク福祉開放※	12月	50人 (50人)	福祉施設の児童を招待し、スケートリンクの滑走を楽しんでもらいます。
歩くスキー愛好者の集い	1～2月	25人 (25人)	真駒内公園の冬期有効活用による歩くスキー普及事業及び「地域住民参加型事業」の推進を目的とし実施する。
スケートの日イベント※	2月	150人	「スケートの日」を設け、様々なイベントを行い利用促進を図る。
ウィンターイベント(MTB耐久レース等)※	3月	150人	スケートリンク開放終了後の利用拡大のため、MTB耐久レース等のイベントを開催します。

利用団体との意見交換ヒアリング ※	随時	20人 (20人)	真駒内公園の利用促進と地域活性化・まちづくりの協働・協力を目的として実施します。
合計	24 事業	6,885人 (5,575人)	

※ () 内は、地域住民等との協働を推進する事業への参加者数〔内数〕

※ ※は競技場個人入場あり

(7) 利用料金の割引に関する取組の実施計画

(利用促進のために指定管理者企画事業として実施する利用料金の割引に関する実施計画)

〔利用料金の割引等〕

施設の利用料金については、北海道立都市公園条例第12条の2の3の別表第2に定められた上限額の範囲内で知事の承認を得て利用料金を設定します。

料金設定の方針は、管理運営コストやサービスの向上、また類似施設とのバランス・利用実績などを考慮し、利用しやすい料金設定にします。

また、利用者のニーズに対応するため、全部利用の割引料金の設定や、個人利用では回数券や定期券、割引券を設定します。

区分	内 容	
全部利用	1. 展示会の利用料金	1. 屋内競技場フロアの分割利用 (1) 利用区分をフロア3分の2、2分の1、3分の1に区切り、使用スペースにより利用料金を割安に設定します。
	2. 観客席を利用しない全部利用	1. 屋内競技場の観客席を利用しないフロアのみ利用 (1) 観客席を利用しない小団体への低料金の設定を検討します。 (2) 現行全部利用区分1 運動会(スポーツ)利用料金×0.7の料金で利用ができるよう低料金の設定を検討します。

	3. その他	1. 従来の午前・午後・夜間の料金区分から、1時間単位の料金区分を設定します。
個人利用	1. 回数券及び定期券の設定	1. テニスやバドミントン、スケート等の個人利用を、5回分の料金を6回利用できる回数券を設定し、利用者サービス向上と利用者増に努めます。 2. トレーニング場利用については、回数券のほか、1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・12ヶ月定期券を設定します。 また、トレーニング場の回数券及び定期券でランニングコースも利用できるようにし、利用者サービス向上と利用者増を図ります。
	2. スケート利用割引券の設定	1. スケート個人利用については、割安な回数券の設定のほか、平日16時以降は5割引料金を設定し、利用者サービス及び利用者増に努めます。
	3. テニスコート利用割引券の設定	1. テニスコート利用については、平日5割引料金を設定し、利用者サービス及び利用者増に努めます。

(8) その他必要な事項に関する実施計画

① 除雪、排雪業務

階段、進入路、駐車場等の除雪、屋内競技場フェンス、屋外競技場フィールド内等の排雪

② フロアパネル敷設・撤去業務（屋内競技場）

③ リンクフェンス敷設・撤去業務（屋内競技場）

④ 落雪対策用フェンス設置・撤去業務（屋内競技場）

⑤ 蜂の巣、カラスの巣等の駆除業務

4 業務仕様書

別添業務仕様書のとおり

別添業務仕様書

令和5年度 北海道立真駒内公園 委託業務仕様書一覧

《真駒内公園》

- 芝維持管理業務仕様書
- 樹木巡視点検業務
- 巡回警備及び駐車場管理業務仕様書
- 電気工作物保安点検業務仕様書
- 除雪業務仕様書
- 照明制御システム保守点検業務仕様書

《屋内競技場》

- 清掃業務仕様書
- 機械警備業務仕様書
- 早朝・夜間臨時管理業務仕様書
- 電気設備及び機械設備運転保守管理業務仕様書
- 空気環境測定業務仕様書
- ネズミ・昆虫等防除業務仕様書
- 飲料水・給湯水水質検査業務仕様書
- 消防用設備保守点検業務仕様書
- ボイラー及び圧力容器等整備業務仕様書
- ボイラー煤煙測定業務仕様書
- 飲料水用受水槽清掃業務仕様書
- ウェイトトレーニング機器保守点検業務仕様書
- 電光掲示板及び競技操作機器点検業務仕様書
- 冷凍機及び付属機器点検整備業務仕様書
- 冷凍機運転保守管理、製氷及びスケートパトロール業務仕様書
- 除排雪業務仕様書
- 放送設備保守点検業務仕様書
- 臨時清掃業務仕様書
- 臨時警備業務仕様書

《屋外競技場》

- 清掃業務仕様書
- 機械警備業務仕様書
- 電気設備及び機械設備運転保守管理業務仕様書
- 冷凍機保安管理及び保安管理者業務仕様書
- 自家用電気設備保守点検業務仕様書
- 動力操作盤保守点検業務仕様書
- 冷凍機点検業務仕様書
- スケート競技システム点検整備業務仕様書
- 消防設備保守点検業務仕様書
- ボイラー等点検整備業務仕様書
- 飲料用受水槽清掃業務仕様書
- 除雪業務仕様書
- ボイラー煤煙測定業務仕様書
- 飲料水水質検査業務仕様書
- 電話交換機保守点検業務仕様書
- 臨時清掃業務仕様書

業務仕様書(真駒内公園)

業 務 名	委託・請負	委託(請負)の期間	委託(請負)の内容
芝維持管理業務	委託	令和5年5月1日から10月31日まで	別紙業務仕様書のとおり
樹木巡視点検業務	"	令和5年5月1日から令和5年10月31日まで	"
巡回警備及び駐車場管理業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
電気工作物保安点検業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
除雪業務	"	令和5年12月1日から令和6年3月31日まで	"
照明制御システム保守点検業務	"	令和5年11月1日から11月30日まで	"

芝維持管理業務仕様書

本業務は、この仕様書によって行うこと。

なお、この仕様書に記載されていない事項であっても、当公園施設の管理上、実施すべきものについては、当該契約の範囲内で実施する。

1. 業務場所 北海道立真駒内公園

2. 業務内容

(1) 公園芝生維持管理業務(5月～10月)

- ① 芝刈りの施工場所は、図面(別紙1)のとおりである。(総面積388,900㎡)
- ② 芝生の刈り込み回数は、別紙2を目安として実施する。(延べ2,011,050㎡)
但し、当該区域ごとに芝の生育状況が異なるので、芝丈おおむね4～6cmで保ちながら集草しないように刈り込みしていくこと。
※芝刈り箇所NO.③(屋外競技場バックスタンド裏側法面)については、集草すること。
5月・10月(芝刈り開始・終了)の芝刈りは、全区域実施すること。
- ③ 随時、公園担当者と芝生育状況、芝刈り区域などを打ち合わせすること。
- ④ 芝刈りの作業順位は、入園者が多い区域を優先とし、また、特別に職員が指示する区域を優先とすること。
- ⑤ 平面部分の芝刈りは、ロータリーモアで行い、法面部分は肩掛け刈払い機で行うこと。
作業中は、周囲の人や施設設備に十分注意すること、また、刈り込みにムラのないように注意しながら安全に行うこと。
- ⑥ 刈り込み芝が長く、集草処理をしなければならない場合は、速やかに処理すること。
また、園路・人工池・ベンチなどに錯乱した場合には、清掃を行うこと。
- ⑦ 芝生内の石ころ・空き缶などの障害物は、危険なのであらかじめ取り除くこと。
- ⑧ 芝生内にある樹木・草花・施設などを損傷しないよう注意し、刈りむら・刈り残しのないように均一に刈り込むこと。
- ⑨ 必要な機材・器具等は受託者が用意すること。
- ⑩ 作業終了後は、芝生維持管理日誌(別紙3)により、公園事務所に報告をすること。

(2) その他

園内に作業車以外の車両の乗り入れは認められません。

3. 期間

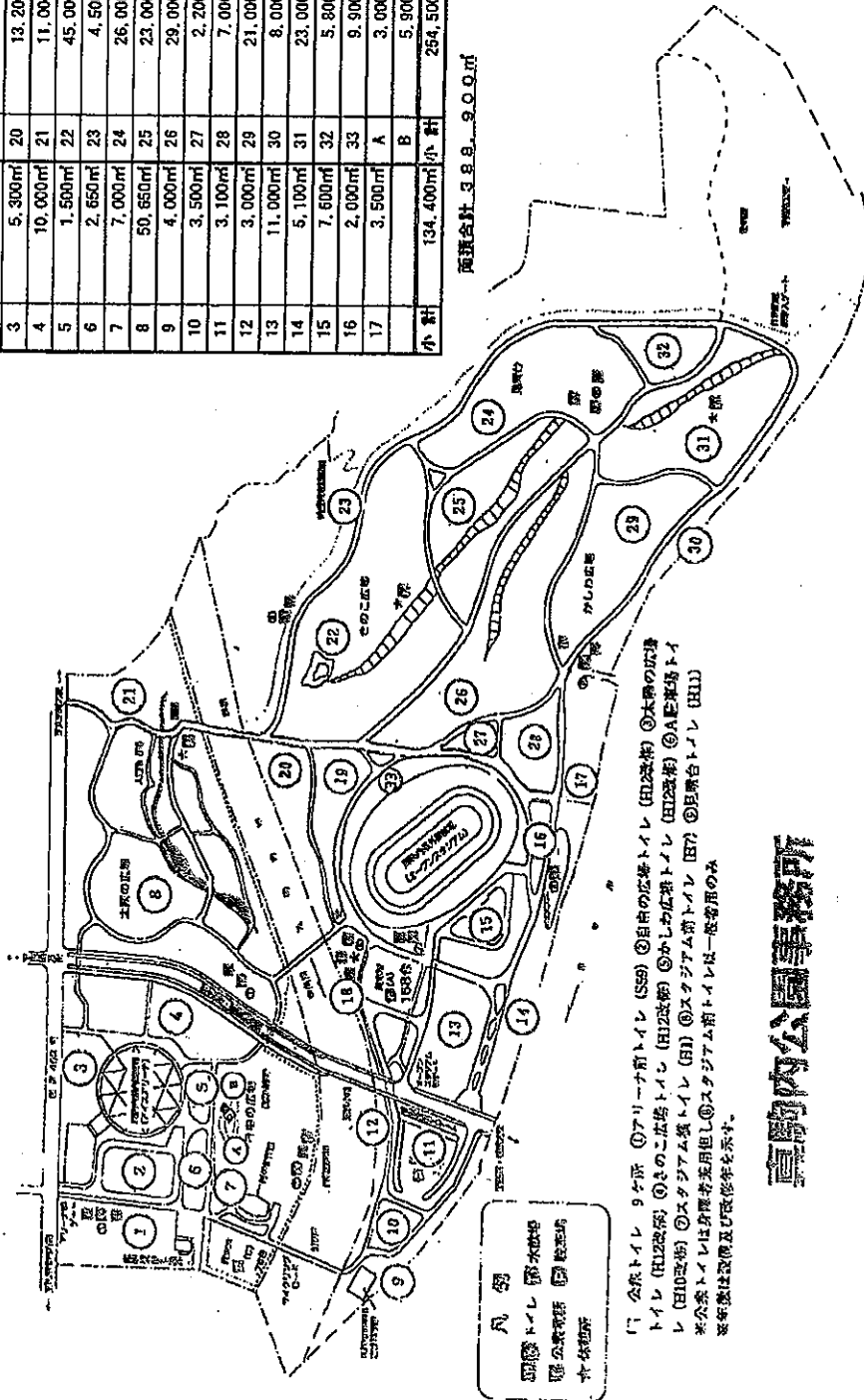
令和5年5月1日 から 令和5年10月31日 まで

真駒内公園 芝刈面積

図面 No.	面積	図面 No.	面積
1	10,000㎡	18	7,000㎡
2	4,500㎡	19	10,000㎡
3	5,300㎡	20	13,200㎡
4	10,000㎡	21	11,000㎡
5	1,500㎡	22	45,000㎡
6	2,650㎡	23	4,500㎡
7	7,000㎡	24	26,000㎡
8	50,650㎡	25	23,000㎡
9	4,000㎡	26	29,000㎡
10	3,500㎡	27	2,200㎡
11	3,100㎡	28	7,000㎡
12	3,000㎡	29	21,000㎡
13	11,000㎡	30	8,000㎡
14	5,100㎡	31	23,000㎡
15	7,600㎡	32	5,800㎡
16	2,000㎡	33	9,900㎡
17	3,500㎡	A	3,000㎡
		B	5,900㎡
小計	134,400㎡	小計	254,500㎡

面積合計 3,889,900㎡

道立真駒内公園 (平面図)



凡例
 ① 公衆トイレ
 ② 公衆トイレ
 ③ 公衆トイレ
 ④ 公衆トイレ

① 公衆トイレ 9ヶ所 ② アリーナ前トイレ (S9) ③ 自由の広場トイレ (H12改修) ④ 本郷の広場
 トイレ (H12改修) ⑤ このこ広場トイレ (H12改修) ⑥ かしら広場トイレ (H12改修) ⑦ A駐車場トイ
 レ (H10改修) ⑧ スタジアム前トイレ (H1) ⑨ スタジアム前トイレ (H7) ⑩ 巨匠台トイレ (H11)
 * 公衆トイレは身障者専用⑪ スタジアム前トイレは一般専用のみ
 ※ 数字は設備及び改修年を示す。

真駒内公園事務所

真駒内公園 芝刈面積・回数一覧表

※芝の育成状況によって回数が変動することがあるため目安とする。

図面 No.	面積	回数	延べ面積	図面 No.	面積	回数	延べ面積
1	10,000㎡	6回	60,000㎡	18	7,000㎡	5回	35,000㎡
2	4,500㎡	5回	22,500㎡	19	10,000㎡	5回	50,000㎡
3	5,300㎡	5回	26,500㎡	20	13,200㎡	5回	66,000㎡
4	10,000㎡	5回	50,000㎡	21	11,000㎡	5回	55,000㎡
5	1,500㎡	5回	7,500㎡	22	45,000㎡	5回	225,000㎡
6	2,650㎡	5回	13,250㎡	23	4,500㎡	5回	22,500㎡
7	7,000㎡	6回	42,000㎡	24	26,000㎡	5回	130,000㎡
8	50,650㎡	6回	303,900㎡	25	23,000㎡	5回	115,000㎡
9	4,000㎡	5回	20,000㎡	26	29,000㎡	5回	145,000㎡
10	3,500㎡	6回	21,000㎡	27	2,200㎡	5回	11,000㎡
11	3,100㎡	3回	9,300㎡	28	7,000㎡	6回	42,000㎡
12	3,000㎡	6回	18,000㎡	29	21,000㎡	6回	126,000㎡
13	11,000㎡	5回	55,000㎡	30	8,000㎡	5回	40,000㎡
14	5,100㎡	5回	25,500㎡	31	23,000㎡	6回	138,000㎡
15	7,600㎡	5回	38,000㎡	32	5,800㎡	5回	29,000㎡
16	2,000㎡	6回	12,000㎡	33	9,900㎡	4回	39,600㎡
17	3,500㎡	5回	17,500㎡	A	3,000㎡	0回	0㎡
				B	5,900㎡	0回	0㎡
小計	134,400㎡		741,950㎡	小計	254,500㎡		1,269,100㎡

面積合計 388,900㎡
芝刈延面積 2,011,050㎡

館長	副館長	課長	係長	係

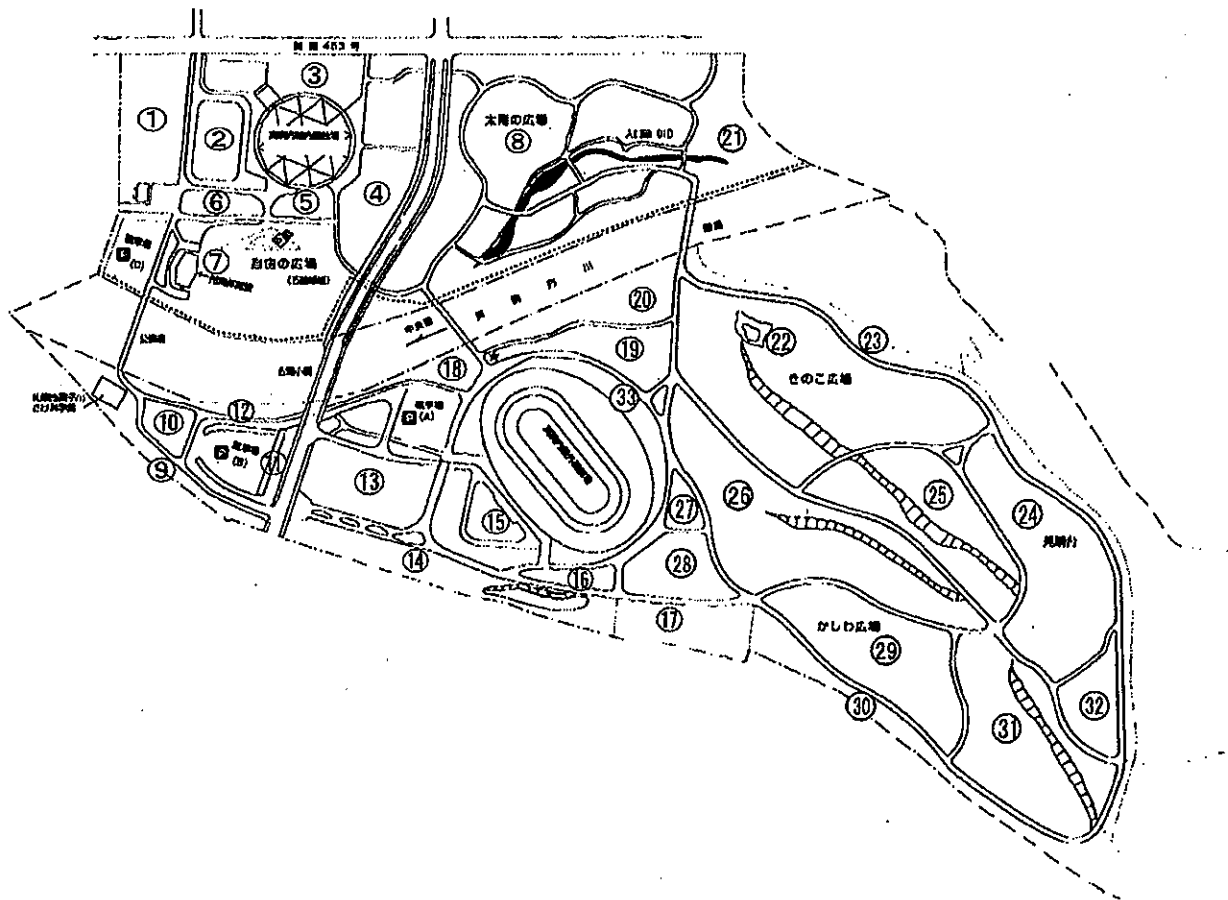
芝生維持管理日誌

現場責任者 _____

令和 年 月 日 ()	天候	午前	午後	作業者名		

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
作業																	
芝丈																	
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
作業																	
芝丈																	
	A	B	特記事項														
作業																	
芝丈																	

※ 作業場所に○をつけてください。 ※ 作業前の芝の高さを記入してください。



樹木巡視点検業務仕様書

この仕様書は作業の概要を示すものであり、この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ軽微な作業で管理上必要と認める作業は委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所及び対象物

名称	住所	面積及び樹木本数
真駒内公園	札幌市南区真駒内公園3番1号	76.7% 15,423本

2. 業務内容

(1) 樹木の巡視点検

- ① 樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保するため公園内の樹木の状況(倒木、腐朽木、枯損木、枯れ枝、折れ枝、根上り、病害虫などの状態など)について点検を行うものとする。

3. 業務実施日

年2回(5月、10月)とする。

実施日時については、公園担当者と事前に打ち合わせをすること。

4. 点検資材等

点検に必要な機材・器具等は受託者が用意すること。

5. その他

- (1) 作業実施に当たっては、公園利用者の安全確保に万全を期すこと。
- (2) 作業中、緊急性のあるもの(施設の破損や利用者に危険を及ぼすもの)を発見した場合は、直ちに応急措置を講じ公園担当者へ報告をすること。
- (3) 万が一、事故が発生した場合は、応急処置等を講ずるとともに、事故発生原因、経過、内容等を遅延なく公園担当者に報告すること。

6. 報告書の提出

業務終了後は異常の有無にかかわらず、速やかに報告書を2部提出すること。

但し、報告書は任意の様式とするが以下の内容を網羅すること。

- ①点検年月日
- ②点検者名
- ③異常のある樹木の種類、場所(図面添付)及び状況写真

7. 委託期間

令和5年 5月 1日から 令和5年 10月 31日まで

真駒内公園巡回警備及び駐車場管理業務仕様書

本業務は、業務の概要を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で、業務上必要と認められる業務についても委託料の範囲内で実施することとする。

1. 業務場所 北海道立真駒内公園
2. 業務名 (1)真駒内公園巡回警備
(2)真駒内公園駐車場管理(売札業務含む)

3. 業務実施内容

(1) 真駒内公園巡回警備

① 警備目的

園内における次の事項を実施し、園内夜間の安全を確保するために巡回警備を実施する。

② 内容

ア)たき火・花火等の注意

イ)挙動不審者への注意及び警察署への通報

ウ)園内不法侵入者及び園路等不法乗り入れ車両の取締り

エ)犬の放し飼い、スケートボード等の遊具・自転車のスピードの出し過ぎや通行の妨げとなるなどの禁止・迷惑行為の注意

オ)他の公園利用者や周辺住民に迷惑がかかると思われる迷惑行為の注意

カ)公園内施設の巡回警備(破損等が発見された場合は、その緊急性を判断し、適切に対応すると共に詳細を報告すること)

キ)公園内で別途指示するトイレの出入り口の施錠及び解錠

ク)トイレ、水飲み場の設備の点検(水の流れ放し状態、便器の詰まりなど)

③ 駐車場門扉の施錠及び解錠

ア)委託期間の毎日、21時以降21時30分までの間に3箇所を施錠し、翌朝6時30分にこれを解錠する。

Ｃ駐車場は、18時に施錠し、翌朝7時にこれを解錠する。

イ)施錠時において、駐車中の車両がある場合は、施錠する旨を告げ駐車場入口外へ移動させる、これに応じない車両がありやむを得ない場合は南警察署に連絡の上、出動の要請をすること。

ウ)施錠時において、車両のみ駐車し、運転者のいない車両には、注意書きを車の見やすい位置に貼付する。

④ 公園内巡回警備

ア)巡回時間の期間及び巡回の時間・回数は、4月の園路雪解け時から12月の園路積雪時までの毎日、19時から22時までの間に1回、5時から7時までの間に1回巡回をすること。園内の積雪時は、巡回可能な範囲とする。

パトロール車が緊急用務のため上記巡回時間中に巡回できない場合等は、上記

時間を過ぎた後に巡回しても差し支えないこととする。

イ)巡回は別添図面の公園内園路をパトロール車(警備員1名)により、トイレ・休憩所等の建物について火気・器物の損傷の有無の点検の外、上記②、③に記す事項について巡回警備を行うこと。

(2)真駒内公園駐車場管理(売札業務含む)

① 目的

駐車場の有料期間の料金徴収を行い、駐車場利用者に案内・誘導を実施する。

② 委託期間及び時間・人員

ア)4月29日から11月3日まで

(この期間中の土・日・祝日のみとする。)

イ)午前6時30分から午後7時まで

ウ)管理人員は、A・B・C駐車場に各1名、他1名の補助員で計4名とする。

③ 内容

ア)公園駐車場利用者の料金徴収

イ)駐車場利用案内

ウ)園路等不法駐車等の指導

エ)駐車場利用料金の収受に関する事

オ)その他、甲と協議した事項

④ 料金徴収要領

甲が別途定める要領に基づく

(3)報告書の提出

① 巡回警備後は、毎日の報告書を作成し、翌朝、公園事務所に提出すること。

② 事故等の緊急事態発生時には、別に定める非常災害時連絡網により適切に処理すること。

4. 委託期間

令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

真駒内公園駐車場利用料徴収要領

1. 利用料徴収場所

A駐車場(ロータリー部含む)・B駐車場(ロータリー部含む)・C駐車場

2. 利用料金等取扱

- ① 料金徴収日前日、受託者は甲が各駐車場ごとに用意する利用券・領収印を、別添の駐車場利用確認表と照合し領収する。
- ② 料金徴収日、受託者は各駐車場毎の釣り銭を用意し、業務を実施する。
- ③ 業務終了後、別添駐車場利用確認表に利用券の使用枚数を記入の上、駐車場業務日誌を提出する。
- ④ 受託者は、各週毎に、駐車場確認表で徴収利用料金を甲と確認し、引き継ぎを行うこととする。

3. 駐車場利用料金徴収車両範囲

甲と協議の上、決定する。

4. 委託期間

令和5年4月29日から 令和5年11月3日まで

真駒内公園駐車場(A・B・C)業務日誌

年 月 日 曜日

	午前	午後
天候		

記載者名	
------	--

利用車台数

区分	1日・1回券		合計	回数券(6枚綴)		合計
	午前	午後		午前	午後	
普通車	台	台	台	枚	枚	枚
大型(バス等)	台	台	台	枚	枚	枚
自動二輪車	台	台	台	枚	枚	枚
合計	台	台	台	台	台	台

免除者利用利用台数

区分	自家用車	バス等	バイク	備考
ア 特別支援学校児童・引率者	台	台	台	
イ 児童福祉施設入所者・引率者	台	台	台	
ウ 身体障害者手帳交付者・引率者	台	台	台	
エ 知的障害者・引率者	台	台	台	
オ 精神障害者・引率者	台	台	台	
カ 老人福祉施設入所者・引率者	台	台	台	
その他知事が上記に準ずると認めたもの	台	台	台	
1 当公園の維持管理作業ボランティア	台	台	台	
2 子育て支援に係わるボランティア活動者	台	台	台	
上記に準ずると認めたもの	台	台	台	

施設名	催物名
屋内 競技場	
屋外 競技場	
サケ 科学館	
その他	

連絡事項

巡回警備報告書

年 月 日

施設名 北海道立真駒内公園

C駐車場門扉	閉門(施錠)	:	開門(解錠)	:	
オープスタジアム・ゲート	閉門(施錠)	:	開門(解錠)	:	
さけ科学館・ゲート	閉門(施錠)	:	開門(解錠)	:	
公衆トイレ9ヶ所(冬期間2ヶ所)	閉門(施錠)	:	開門(解錠)	:	
アリーナ・ゲート	閉門(施錠)	:	開門(解錠)	:	

	点 検 項 目	異状の有無	記 事
防 犯 関 係	1. 不法侵入者・車両	有 ・ 無	
	2. 不法行為者・車両	有 ・ 無	
	3. 門扉等の未施錠	有 ・ 無	
	4. 門扉・柵等の破損	有 ・ 無	
	5. 施設内設備の破損	有 ・ 無	
	6. その他	有 ・ 無	
防 災 関 係	1. 花火遊び	有 ・ 無	
	2. 火遊び	有 ・ 無	
	3. 焚火	有 ・ 無	
	4. その他	有 ・ 無	
そ の 他	1. 時間外不法駐車 of 排除	有 ・ 無	
	2. ローラースケート遊び等の注意	有 ・ 無	
	3. 犬の放し飼いの注意	有 ・ 無	
	4. その他禁止行為の注意	有 ・ 無	
	5. トイレ水漏れ等の確認	有 ・ 無	

	回	時 間	巡 回 者 氏 名	備 考 欄
巡 回	1	: ~ :		
	2	: ~ :		
	3	: ~ :		
	4	: ~ :		
	5	: ~ :		

電気工作物保安点検業務仕様書

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1. 業務場所 北海道立真駒内公園

2. 業務内容

甲が定める「自家用電気工作物保安規定」によるほか、原則として、別紙「保安管理業務の細目及び基準」により実施するものとする。

3. 報 告

真駒内公園(既設1)については隔月1回、真駒内公園(既設2)については、毎月1回点検終了後、速やかに点検結果報告書を提出すること。

4. 委託期間

令和5年4月1日から 令和6年3月31日 まで

保安管理業務の細則及び基準

1. 電気工作物の点検及び測定試験は、原則として下記によって保安規程別紙(点検測定試験)の基準のとおり行うものとする。

記

- (1) 月次点検は、主として運転中の施設の点検及び測定試験をいい、毎月1回行うものとする。
- (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う点検及び測定試験をいい、毎年1回行うものとする。
- (3) 臨時点検は、異常の発生又は発生するおそれがある場合、必要に応じてその原因調査、特別な点検などを行うものとする。

2. 次表の点検又は測定試験については、甲は乙の意見を聞き、甲の負担において行うものとする。

電気工作物の種類	点検又は測定試験
取扱いに法令による特定の資格を要する機器又は技術秘密に触れる機器。	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検、及び絶縁抵抗試験(実施可能なものに限る)以外の点検及び測定試験。
非常用予備発電装置のうち、主として原機及びこれの付属機器。	外観点検、観察点検、起動試験、絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、継電器試験他各種試験以外の分解点検及び調整。
移動して使用する電気機器、及びこれに付属する電材。	常時、電路に接続して使用されるもの、及び点検時に現場に置かれてあるもの、以外のものの点検及び測定試験。
密閉防爆機器のように、構造上点検ができない機器。	外観点検、及び絶縁抵抗試験以外の、点検及び測定試験。

3. 電気事故、その他電器工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙が行う応急措置の指導は、甲からの電話連絡又は保安職員の派遣により行うものとする。

この場合、甲は乙が応急措置の指導を行うために、必要とする電気事故の発生箇所・異常の状況・その他の情報を的確に乙に連絡するものとする。

4. 経済産業大臣が、電気事業法第107条第2項に基づいて行う立入検査には、その都度、甲の通知に基づいて、乙が保安職員を派遣して立会うものとする。

除雪業務仕様書

本業務は、委託契約による仕様書によって行うものとする。

1. 業務場所 北海道立真駒内公園

2. 除雪範囲

別紙の図面「除雪業務実施箇所図」の色塗り部分とする。

3. 除雪実施積雪量

地面15cmの積雪に至った時に実施する。

4. 除雪完了時限

夜間に上記3の積雪があった場合は、午前8時30分までに完了すること。

日中の積雪については、上記3の積雪量を超えた状況により、甲の指示、又は、指定された職員の指示により随時実施すること。

5. 使用機械

原則として、除雪ショベル(1.7m³)を使用し、必要に応じて作業に適した機械を使用する。

歩道については、歩行に支障がない通路幅とすること。

園路については、通路幅1.5m以上とすること。

6. 機械器具等

本業務に必要な機械器具等は、受託者において負担すること。

7. 委託の方法

シーズン契約とする。

8. 作業報告書の提出

作業を実施した日は、その作業完了後、別紙の除雪作業日報に必要事項を記入し、速やかに甲に提出すること。

9. その他

作業にあたっては、必要に応じて誘導員を配置するなどして周囲の安全を十分に確認し、特に歩行者の安全及び工作物等の確認には留意すること。

万一、事故が起こった場合は速やかに報告し、甲の指示を受けること。

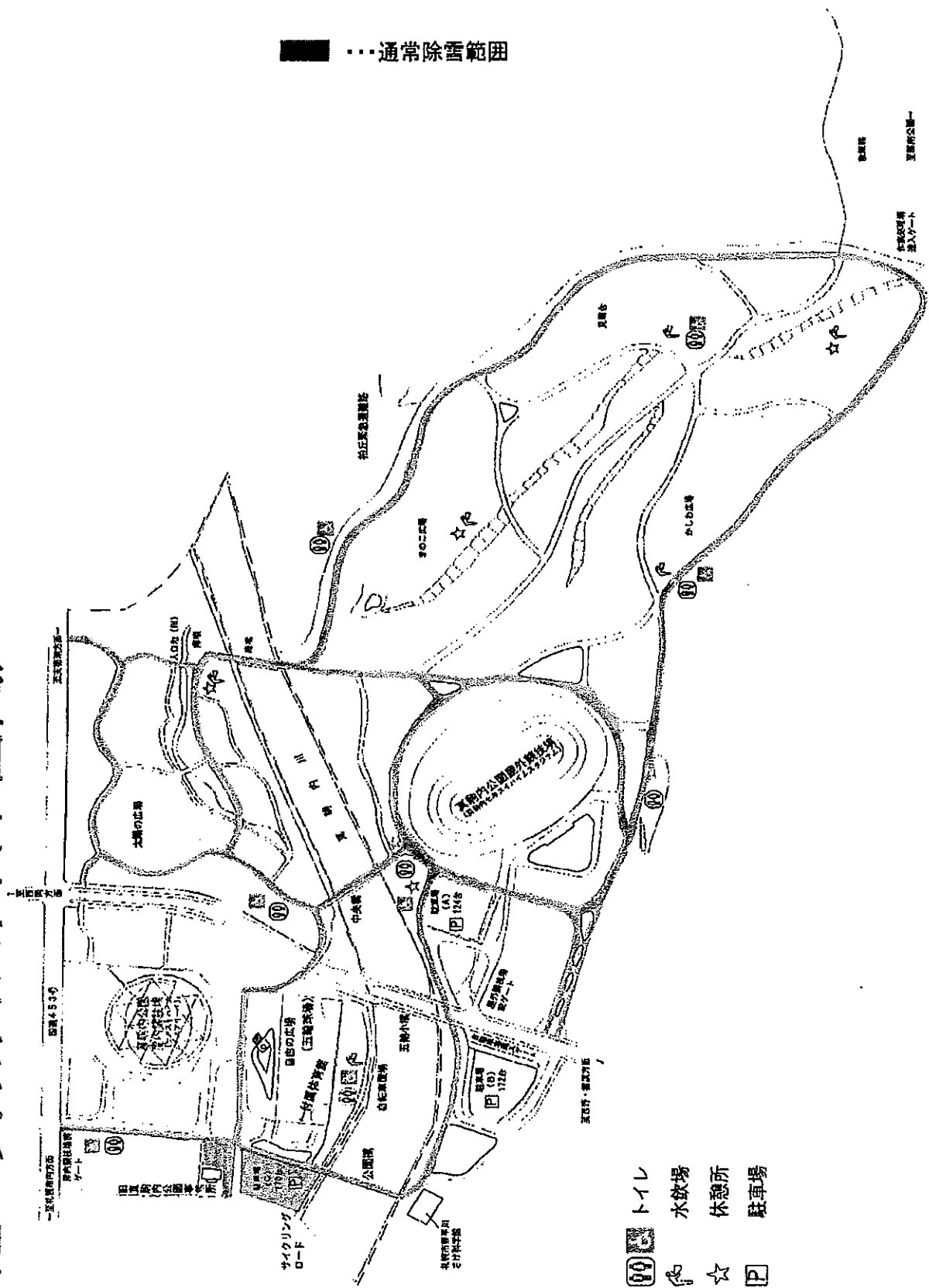
10. 実施期間

令和5年12月1日から 令和6年3月31日まで

※但し、積雪状況によっては11月下旬から業務が発生する。

■■■■ ・・・通常除雪範囲

道立真駒内公園(平面図)



- ♻️ トイレ
- 💧 水飲場
- ☆ 休憩所
- P 駐車場

館長	副館長	課長	係長	係

除雪作業日報

NO. _____

真駒内公園事務所

令和 年 月 日

天候		作業開始時刻	時 分
作業責任者		作業終了時刻	時 分

稼働車 面等名		開始	時 分	稼働時間	台 時 分
		終了	時 分		
		開始	時 分	稼働時間	台 時 分
		終了	時 分		
		開始	時 分	稼働時間	台 時 分
		終了	時 分		
合 計	除雪ショベル		時間 分		円
	小型ショベル		時間 分		円
			時間 分		円
			時間 分		円
			時間 分		円

(除雪場所)

○ 駐車場・事務所前・歩道・園路

その他(_____)

照明制御システム保守点検業務仕様書

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1. 業務場所 北海道立真駒内公園

2. 点検箇所

- (1) 照明制御監視盤
- (2) 各分電盤内制御端末器

3. 点検内容

(1) 照明制御監視盤

外観及び内部の清掃

NMAST信号電圧測定

NMAST信号波形の測定

NMAST信号の総消費電流の測定

入力電圧の測定

AC入力電源波形の測定

各端子台の増し締め

設置環境の確認

・CPUブロック

外観の清掃

コネクタピンの錆等の確認

コネクタ類の接触不良の確認(抜き差し確認)

LED表示(DC5V)の確認

動作確認

・メモリーブロック

外観の清掃

ROM等の差し込み確認

コネクタ類の接触不良の確認(抜き差し確認)

メモリーバックアップ電池のコネクタ等の接触不良の確認

各LED表示の確認

DIPSWの確認

メモリーバックアップ電池電圧測定

電源OFF時のバックアップ確認

・NMASTブロック

内部の清掃

コネクタの錆等の確認

コネクタ類の接触不良の確認(抜き差し確認)

各動作LEDの点灯状況確認

DIPSWの確認

動作確認

・ FDDブロック

外観の清掃

コネクタ類の接触不良の確認(抜き差し確認)

FDD作動時のアクセスLEDの点滅確認

FDの読み込み、保存の確認

・ プリンターブロック

外観の清掃

コネクタ類の接触不良の確認(抜き差し確認)

印字確認(印字欠け、印字の濃淡)

紙送り動作確認

紙切れプリンター異常の確認

・ LCDブロック

タッチパネルの清掃

コネクタ類の接触不良の確認(抜き差し確認)

LCDにスジ、ドット欠け等がない事の確認

各動作LEDの点灯状況の確認

各アイコン。文字等に問題ない事の確認

動作確認

・ ANNブロック

スイッチ部の清掃

コネクタ類の接触不良の確認(抜き差し確認)

各動作LEDの点灯状況の確認(状態表示の確認)

DIPSWの確認

動作確認

DC5V電圧測定

・ 分電ユニット

外観の清掃

各コネクタの接触不良の確認(抜き差し確認)

DIO基板のLED表示、直流電源装置のLEDの確認

DC24V電源電圧の測定

DC電源出力の測定

(2) 各分電盤内制御端末器

外観の清掃

各TUのDIPSW(Add)の確認

動作確認(点灯確認)

警報発報確認(擬似試験による)

信号電圧の測定

信号波形の測定

操作電源電圧の測定

各端子の増し締め

4. 委託期間

令和5年11月1日から 令和5年11月30日 まで

業務仕様書(真駒内屋内競技場)

業 務 名	委託・請負	委託(請負)の期間	委託(請負)の内容
清掃業務	委託	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	別紙業務仕様書のとおり
機械警備業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
早朝・夜間臨時管理業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
電気設備及び機械設備運転保守管理業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
空気環境測定業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
ネズミ・昆虫等防除業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
飲料水・給湯水水質検査業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
消防用設備保守点検業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
ボイラ及び圧力容器等整備業務	"	令和5年6月1日から7月15日まで	"
ボイラ煤煙測定業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
飲料水用受水槽清掃業務	"	令和6年3月1日から3月31日まで	"
ウェイトトレーニング機器保守点検業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
電光掲示盤及び競技操作機器点検業務	"	令和5年12月1日から12月28日まで	"
冷凍機及び付属機器点検整備業務	"	令和5年11月15日から12月5日まで	"
冷凍機運転保守管理、整水及びスケートパトロール業務	"	令和5年12月4日から令和6年3月1日まで	"
除排雪業務	"	令和5年12月1日から令和6年3月31日まで	"
放送設備保守点検業務	"	令和5年11月1日から11月30日まで	"
臨時清掃業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
臨時警備業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"

清掃業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場（附属体育館含む）
2. 清掃業務の内容及び勤務時間
 - (1) 業務の実施に当たっては、原則、甲が定める清掃作業実施基準表により行うこと。
 - (2) 勤務時間は、原則、午前8時から午前11時までとする。状況によっては、館長が指示する時間勤務とすること。
 - (3) 清掃員の配置基準は、原則として2名とする。
3. 報告
業務実施中、忘れ物・不審物等や施設設備及び備品等の破損箇所を発見した場合は、直ちに館長に報告すること。
4. 一般事項
この業務に当たっては、衛生面や火気の取扱いに留意するとともに、甲の業務に支障のないよう次の事項について十分注意すること。
 - (1) 塵芥を飛散させないこと。
 - (2) 清掃器具類の取扱いに注意し、工作物・備品等を破損しないこと。
 - (3) 火気の取扱いには十分注意し、消防法第2条第1項第7号に規定する危険物は、絶対に使用しないこと。
 - (4) 電気または水道の使用に当たっては、極力節約するように努めること。
 - (5) その他、細部の事項については、館長の指示に従うこと。
5. 常駐清掃業務
 - (1) 床の清掃
ビニールタイル、ゴムの床は、電気掃除機または回転ほうき等で汚れを取り除き、汚れが激しいときには、洗剤で水洗いすること。
コンクリート、磁器タイルの床は、電気掃除機または回転ほうき等で汚れを取り除き、モップで水拭きすること。汚れが激しいときには、洗剤で水洗いすること。
フロアの床は、回転ほうきでほこりを取り除き、モップでカラ拭きすること。
カーペットは、電気掃除機で汚れを取り除くこと。
 - (2) 灰皿は、きれいに水洗いの上、水を拭き取り1箇所に集積すること。ただし、喫煙所に備え付けてあるスモーキングスタンドは、灰を除去し水拭きをして定位置に置くこと。
 - (3) くずかごの塵芥は、ビニール袋等にまとめ飛散しないようにして塵芥集積所に置くこと。
 - (4) 手摺は、ほこりを払いカラ拭きまたは水拭きをすること。

- (5) 玄関マットは、常に泥を取り除くこと。
- (6) 各出入口のドアについては、ガラス面は乾いた布で磨き、ガラス以外の部分は状況に応じてカラ拭きまたは水拭きをすること。
- (7) 窓等のガラスの汚れは、専用洗剤で汚れを取り除くこと。
- (8) 茶殻、吸殻等は所定の場所に捨て、容器は水洗いし定位置に置くこと。
- (9) トイレの汚物入れは、汚物を容器から取り出して所定の場所に捨て、容器の内外をきれいに水洗いし、消毒して定位置に置くこと。
- (10) 便器と手洗い器は、きれいに水洗いして薬品で洗浄すること。
- (11) トイレトーパーおよび石鹼液等は常に補充し、利用に差し支えないようにすること。
- (12) ドアのノブは石鹼水で拭くこと。
- (13) 玄関付近および特に通行の激しい部分の仕上げ掃除は、毎朝開場前に終わらせておくこと。
- (14) 清掃業務中は、マスク、手袋等を着用し、身体の保護に努めること。
- (15) その他、館長が指示する業務を行うこと。

6. 臨時清掃業務

臨時清掃については、利用状況により清掃人員、範囲、時間等をその都度決めることとする。

7. 報告書の提出

毎日、業務終了後に業務報告書（日誌等）を館長に提出すること。

8. 経費の負担

業務を遂行する上で、必要な消耗品および清掃用具一式は、受託者の負担とする。

9. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

機械警備業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場

2. 業務実施時間

基準時間は、17時15分から翌朝8時30分までとする。基準時間内において警備対象が無人となり、警備本部が、甲からの機械警備開始の信号を受けたときから業務を開始し、解除の信号を受けたときに終了する。

都合により警備実施時間の変更を必要とする場合はその都度指示するので、その指示に従うこと。

3. 警備業務の内容

(1) 機械警備は、各種警報警備機器を使用し、一般加入電話回線を利用したオンラインセキュリティシステムとする。また、既設の火災受信盤および防災盤の状態を確認できるようにすること。

(2) 競技場事務室、体育文化協会事務局および地階廊下を警備対象とし、適切な個数の警報機器を設置すること。また、競技場事務室前に機械警備作動ボックスを設置すること。

(3) 火災、盗難および損壊行為の拡大防止

警備対象に異常事態が発生したことを確認したときは、警備員が速やかに急行し、災害の拡大防止にあたること。

(4) 異常事態発生時における通報および連絡

異常事態発生時に警備対象に到着した警備員は、異常事態を確認した後、必要に応じて各関係機関に通報するとともに、甲が指定する職員に連絡し指示を受けること。

4. 警備開始時の取扱い

(1) 甲の最終退館者は、防災、防犯、その他の事故防止上の必要な処置をし、機械警備警報器を警戒状態にセットし、正常な作動状態を確認した後に職員通用口を施錠して退館する。

(2) 受託者は、警備対象が機械警備警報器がセットされ警戒状態になったことを信号により確認して、警備を開始する。

5. 警備終了の取扱い

(1) 甲の最初の入館者は、入館前に機械警備警報器を警戒解除の状態にして入館する。

(2) 受託者は、警備対象が機械警備警報器が警戒解除になったことを信号により確認して、警備を終了する。

6. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵等は、相互に預託する。預託された鍵等は、それぞれ厳重に取扱い保管することとする。

7. 警報装置の保守点検

警備対象に設置された警報装置の機能については、受託者が適宜保守点検を行うこと。

8. 報告書の提出

機械警備の終了月毎に、警備報告書を館長に提出すること。

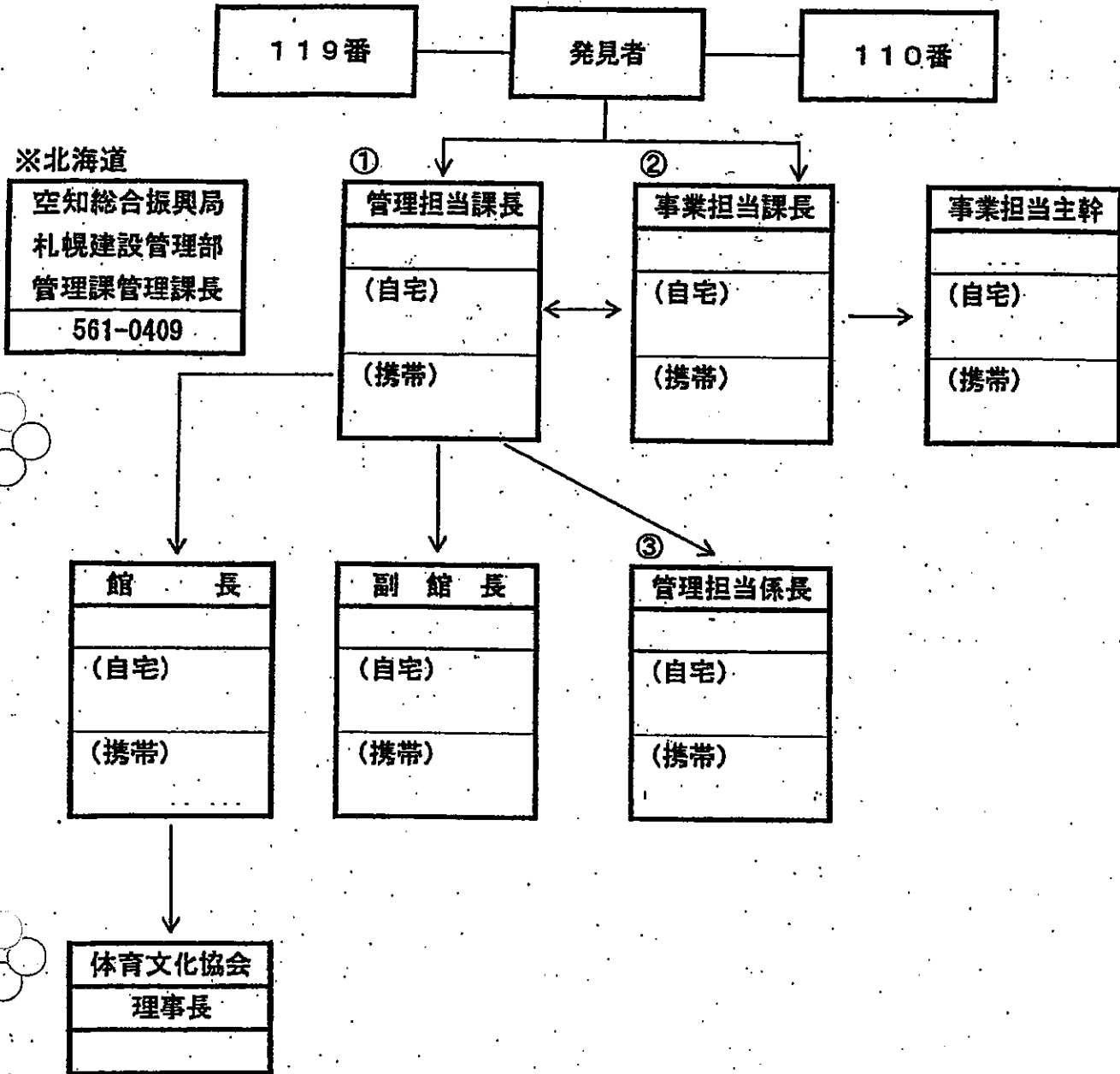
9. 経費の負担

業務で使用する消耗品および用具一切は、受託者負担とする。

10. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

屋内競技場年末年始非常連絡網



※連絡体制 災害、施設設備の故障、その他緊急連絡の場合、速やかに非常連絡網により報告し、指示を受け適切な措置を講じること。

早朝・夜間臨時管理業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場

2. 業務内容

- (1) 入場者の監視
- (2) 盗難防止のための注意
- (3) 事故防止のための注意
- (4) 場内施設設備、備品の監視
- (5) 不法侵入者、挙動不審者の取締り
- (6) 遺失物、拾得物の受付
- (7) 非常災害時の入場者の避難誘導
- (8) その他、館長が指示する業務

3. 人員と勤務時間

甲が指示する日に、原則管理員1名が早朝は6時00分から9時00分まで、夜間は17時00分から23時00分までの間で指示する時間に勤務すること。

甲が勤務日および時間を止むを得ず変更する場合は、その指示に従い勤務すること。

4. 巡回点検等

- (1) 別紙巡回経路により、巡回を実施すること。
- (2) 巡回時における点検事項は、概ね次のとおりとする。
 - ① 施錠の確認
 - ② 電気、水道、ガス設備の点検
 - ③ 照明等の消灯状況の確認
 - ④ ストープ、煙草の吸殻等の消火状況の確認
 - ⑤ 場内の施設設備、備品の監視
 - ⑥ その他、防火・防犯上必要な事項
- (3) 万が一にも火災その他の非常災害が発生したときには、臨機の措置を講ずるとともに別紙非常連絡網により連絡し、指示を受け適切な措置を講じること。
 - ① 火災および人身災害の場合は、消防署119番に通報するとともに、甲の指定する職員に連絡すること。
 - ② 盗難、暴力破壊の場合は、警察署110番に通報するとともに、甲の指定する職員に連絡すること。

5. 報告書の提出

毎業務終了後は、業務報告書を速やかに館長に提出すること。

6. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

巡回経路

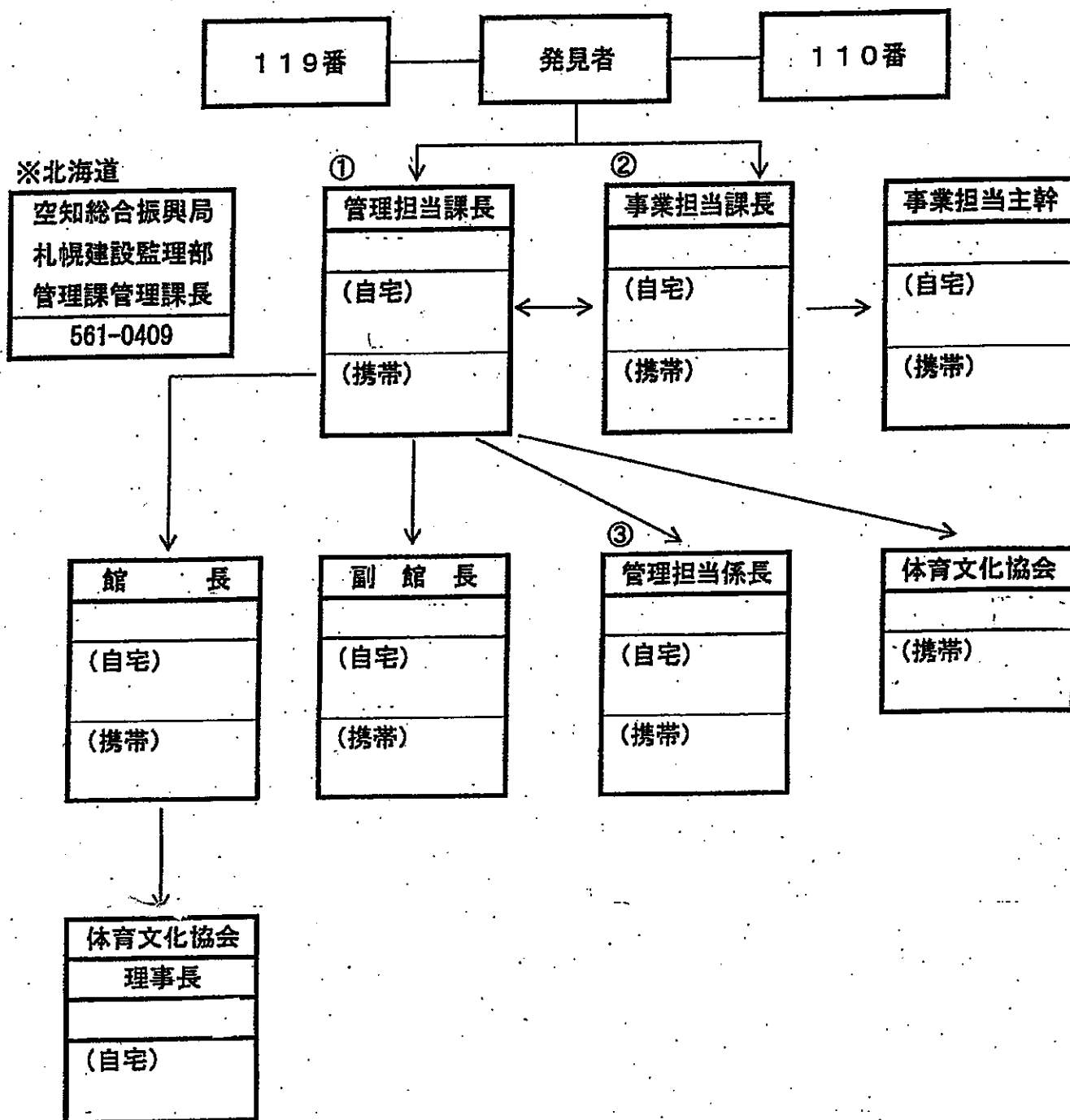
パターン①

①屋内競技場事務室 → ②体育文化協会事務室前の男子トイレ・女子トイレ →

③アリーナ → ④放送室 → ⑤喫煙室 → ⑥シャワー室中通路経由更衣室

→ ⑦屋内競技場事務室 → ⑧退館時に門扉閉門

屋内競技場非常時連絡網



※連絡体制 災害、施設設備の故障、その他緊急連絡の場合、速やかに非常連絡網により報告し、指示を受け適切な措置を講じること。

電気設備および機械設備運転保守管理業務仕様書

電気設備は、機器の機能を最大限に発揮できるよう「体育文化協会自家用電気工作物保安規程」の内容および関係法規を遵守して運転保守管理業務を行うこと。

ボイラ設備および附属機器運転に当たっては、ボイラ取扱説明書の内容および関係法規を遵守して運転保守管理を行うこと。

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場（附属体育館含む）
2. 電気設備運転保守管理業務の内容
 - (1) 電気設備
 - ① 高圧主幹回路の開閉作業
 - ② 動力制御盤・各分電盤の電源開閉
 - ③ 各計器の指示記録
 - ④ 受配電設備の点検
 - ⑤ 動力・電灯・負荷の点検
 - ⑥ 各種照明の点検・運転・調整
 - ⑦ 機器の点検および絶縁抵抗測定
 - ⑧ 各種算計・保護継電器、遮断器の作動試験および復帰
 - ⑨ 消耗品（蛍光管・電球等）の取り換え
 - ⑩ 軽微な故障の修理と応急処置
 - (2) その他の電気関係業務
 - ① 毎日、施設内外を巡回し、特に誘導灯や出入口表示灯等は、入念に点検するとともに、不良箇所を発見したときは速やかに修理等を行うこと。
 - ② 工事・整備等の記録および保存整理
 - ③ 各種測定器・工具類の整理保管
 - (3) 契約電力量の遵守
契約電力量を遵守するため、各所の電力利用状況について常に厳格に把握すること。
 - (4) その他、館長の指示する業務を行うこと。
3. 電気工作物保安点検業務の内容
 - (1) 試験・測定
 - ① 保護継電器試験
 - ② 遮断器動作・運転試験
 - ③ 接地抵抗測定
 - ④ 絶縁抵抗測定
 - (2) 点検整備
 - ① 受配電盤、変圧器、進相機器盤内のケーブル、ブスパー等の機器取付部および接続部のボルト、ナット類の点検、増し締めを行い、破損、損傷等の点

検および清掃、整備を行う。

- ② 高圧受電切器装置の点検、調整を行う。

4. 動力制御盤保守点検業務の内容

(1) 点検整備項目

- ① 盤内部配線の点検
- ② 幹線および電動機の絶縁抵抗測定
- ③ ブレーカー、電磁接触器、スイッチ、端子台等の取り付け緩みおよび配線端子の緩み点検
- ④ 各計器類の損傷および各表示ランプの球切れ点検
- ⑤ 電磁接触器の接点摩耗点検および高圧モーター開閉器接点点検
- ⑥ 盤内、機器および配線の汚れ清掃

5. 機械設備運転保守管理業務の内容

(1) ボイラ設備

- ① 運転操作
- ② 負荷調整
- ③ 運転作動監視
- ④ 温水槽、真空ポンプおよび還水槽の水位確認
- ⑤ 煤煙発生防止
- ⑥ 給水および還水処理
- ⑦ オイルサービスタンクの水抜き
- ⑧ 給水ポンプおよび冷却水の水量調整
- ⑨ スチームヘッダー各バルブの開閉操作
- ⑩ 各止弁、グラウンド漏洩点検修理
- ⑪ その他付属機器の注油点検
- ⑫ 各機器計器の調整および記録
- ⑬ 各機器の振動、異音の有無点検
- ⑭ ボイラおよび付属機器周辺の清掃
- ⑮ 廃油、スラッジ等の処理
- ⑯ 場内通気箇所をの随時巡回および温度調整

(2) ボイラおよび付属機器の点検整備

- ① 安全弁
- ② 圧力計
- ③ 水面計
- ④ 煙道
- ⑤ 各指示計
- ⑥ 電流計
- ⑦ バーナー誘導ファン
- ⑧ オイルサービスタンクストレーナー
- ⑨ アドマイジング、カップエアノズル
- ⑩ イグニッションノズル

- ⑪ 光電管、採光ガラス
- ⑫ 制御盤
- ⑬ 自動給油装置
- ⑭ オイルギヤーポンプ
- ⑮ 漏水時の部品点検

(3) ボイラの定期自主検査記録

ボイラおよび圧力容器安全規則第32条に定める定期自主検査を行い記録し、結果を館長に報告すること。

(4) 衛生設備

- ① 揚水・排水ポンプの運転
- ② 各付属機器の運転
- ③ 運転作動監視
- ④ 計器類の点検
- ⑤ 水道、蛇口器具の点検
- ⑥ 水道、配管設備の点検
- ⑦ 各機器の設備箇所周辺の清掃

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第2項イの規定に基づいて遊離残留塩素の検査を7日以内ごとに1回行い記録する。基準値（0.1mg/l以上）を満たしていないときは、直ちに館長に報告し指示を受けること。

(6) その他、館長の指示する業務を行うこと。

6. 設備運転時間

- (1) 原則、午前8時から午後8時までとする。
ただし、屋内競技場の夏期間の休場日は除く。
- (2) その他、必要に応じて館長の指示する時間までとする。

7. 配置基準と勤務時間

- (1) 電気工事士、1級ボイラ技士、第4種危険物取扱者（乙種）の資格を有した者を配置すること。
- (2) 原則として、設備運転時間に合わせ、時差勤務等を行うものとする。
- (3) その他、必要に応じて館長の指示する時間までとする。

8. 報告書の提出

毎日、業務終了後に業務報告書（日誌等）を館長に提出すること。

9. 経費の負担

業務を遂行する上で、必要な消耗品および器具は、運転に係るものは、甲の負担とし、それ以外のものは受託者の負担とする。

9. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

ボイラー日誌 令和 年 月 日 (曜日) 天候

前日からの最低気温	°C
本日の最高気温	°C

真駒内屋内競技場

館長	副館長	課長	主幹	係長	係

設備担当	

A重油

水道使用量

月累計	
前日メーター	ℓ
本日メーター	ℓ

前日残量	ℓ
受入	ℓ
本日使用料	ℓ
本日残量	ℓ

	屋内競技場	(食堂)	付属体育館
前日メーター			
本日メーター			
本日使用量	m ³	m ³	m ³

ボイラー

ボイラー No.	運 転 時 間						合 計
No.1	~		~		~		
No.2	~		~		~		

蒸気ヘッダー

ボイラー No.							合計 / 備考
温水暖房用 熱交換器	~		~		~		/設定温度 °C
給湯用 熱交換器	~		~		~		/
南側暖房	~		~		~		/
北側暖房	~		~		~		/
地階空調機	~		~		~		/設定温度 °C
食堂用 熱交換器	~		~		~		/設定温度 °C
貴賓室 空調機	~		~		~		/設定温度 °C
温水槽	~		~		~		/

気温/湿度

場所	9:00		13:30			
	°C	%	°C	%	°C	%
アリーナ						
2階 西						
2階 東						
3 階						
外気(監視卓)						

場所	9:00		13:30	
	°C	%	°C	%
東高架水槽室				
西高架水槽室				

館内巡回

その他記事

9:00 ~ 9:30

13:30 ~ 14:00

異常なし

項目 時間	受電					饋電盤 (地階)					饋電盤 (3階)			
	電圧 (V)	電流 (A)	力率 (%)	周波数 (Hz)	電力 (KW)	取引用計器盤	第二変 (A)	コンデンサ (A)	電灯 (A)	動力 (A)	冷凍機扇動力 合計コシ盤(A)	冷凍機 (A)	電光掲示 (A)	電灯・動力 (A)
8:00														
9:00														
10:00														
11:00														
12:00														
13:00														
14:00														
15:00														
16:00														
17:00														
18:00														
19:00														
20:00														

3階トランス温度(14時)		地階トランス温度(14時)		電気室		機械室		直流電源装置						
第二変電室	電光掲示盤室	電光掲示盤室	電光掲示盤室	電光掲示盤室	電光掲示盤室	電光掲示盤室	電光掲示盤室	電光掲示盤室	電光掲示盤室					
動力盤21 3φ150KVA	電灯盤21 1φ50KVA	電灯盤22-25 3φ400KVA	電灯盤21 1φ50KVA	電灯盤1-1,2 1φ200KVA	電灯盤1-1,2 1φ200KVA	電灯盤1 1φ200KVA	電灯盤3 1φ200KVA	動力盤(常用) 3φ300KVA	動力盤(季節) 3φ150KVA	冷凍機動力盤 3φ250KVA	電圧	電流	電圧	電流
°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
観覧(Gr.9)	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
ホール照明	ミニバンク(Gr.7)	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
	メタルハラライド	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
	ナトリウム	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
	ハロゲン	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~

使用電力量	
メーター始	KWh
メーター終	KWh
本日電力(電表20)	KWh
当月累計	KWh
当月最大デマンド	KW
本日電力中 附属体育館の使用分	KWh
電灯盤	KWh
動力盤	KWh
合計	KWh
月累計	KWh

【 記事 電気設備点検 異常 有・無 】

空気環境測定業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場
2. 業務内容
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。
別途指示する箇所（9箇所）で1日2回測定し、各測定値と平均値を算出して測定結果を出すこと。
3. 業務実施日
4月、6月、8月、10月、12月、2月とする。実施日時については、甲と事前に打ち合わせすること。
4. 測定器具
測定に必要な器具は、受託者で用意すること。
5. 報告書の提出
毎業務終了後は、測定結果報告書を速やかに館長に提出すること。
6. 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ネズミ・昆虫等防除業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場

2. 業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。

足跡調べから、ネズミ・昆虫等の種類、生息数を推定把握して駆除に必要な計画を立て、安全かつ完全を主眼に適切な薬剤を選択して、館長に安全性・散布箇所・散布数量を十分に説明して了解を得た上で実施すること。

ネズミ・昆虫等の一斉防除実施は、年2回（5月、11月）とする。

実施日時については、甲と事前に打ち合わせをすること。

3. 報告書の提出

毎業務終了後は、報告書を速やかに館長に提出すること。

4. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

飲料水・給湯水水質検査業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場
2. 業務内容
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。
検査は、水質基準に関する省令に定める方法により行い、検査結果を出すこと。
(点検項目は、別表のとおり)
3. 検体は、事務所の給水と給湯から採水すること。
4. 業務実施日
 - (1) 15項目定期検査 6月
 - (2) 11項目定期検査 12月
 - (3) 実施日時については、甲と事前に打ち合わせすること。
4. 報告書の提出
毎業務終了後は、検査結果報告書を速やかに館長に提出すること。
5. 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【別表】

水質検査項目表

項 目	6月検査内容	12月検査内容
一般細菌	○	○
大腸菌	○	○
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○
塩化物イオン	○	○
有機物 (TOCの量)	○	○
pH値	○	○
味	○	○
臭気	○	○
色度	○	○
濁度	○	○
鉛及びその化合物	○	○
亜鉛及びその化合物	○	○
鉄及びその化合物	○	○
銅及びその化合物	○	○
蒸発残留物	○	○
シアン化物イオン及び塩化シアン	○	
クロロ酢酸	○	
クロロホルム	○	
ジクロロ酢酸	○	
ジブロモクロロメタン	○	
臭素酸	○	
総トリハロメタン	○	
トリクロロメタン	○	
プロモホルム	○	
ホルムアルデヒド	○	
残留塩素	○	○

○は、検査結果が水質基準に適合した場合は、次回に限り省略できる。

消防用設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場および附属体育館

2. 業務内容

本業務については、消防法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検および結果報告をするために実施する。

消防法施行規則第31条の6第1項の規定に基づき行い、同規則第31条の6第4項の規定に定められた報告書の様式により報告書を作成して所轄の消防署長に報告を代行すること。

3. 業務対象設備（詳細は別表）

- (1) 消火器具
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) 屋外消火栓設備
- (4) 自動火災報知設備
- (5) ガス漏れ火災警報設備
- (6) 消防機関への通報する火災報知設備
- (7) 非常用警報器具および設備
- (8) 誘導灯・誘導標識
- (9) 非常電源（自家発電設備）
- (10) 非常電源（蓄電池設備）

4. 業務実施日

原則として総合点検は9月、機器点検は3月に実施すること。

実施日時については、甲と事前に打ち合わせすること。

5. 報告書の提出

毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに館長に提出すること。

なお、総合点検業務の点検結果報告書については、所轄の消防署長に報告書提出を代行すること。

6. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【別表】

消防用設備点検項目概要一覧

No. 1

区 分	屋内競技場	附属体育館
消火器具	設置状況	設置状況
	表示・標識	表示・標識
	消火器の外形	消火器の外形
	消火器の内部等・機能	消火器の内部等・機能
	・加圧式粉末消火器 96個	
	・高圧式粉末消火器 3個	
屋内消火栓設備	水源（貯水槽RC床下水槽194m ³ ）	
	加圧送水装置	
	・電動機の制御装置	
	・起動装置	
	・電動機	
	・ポンプ	
	・呼水装置（呼水槽100ℓ）	
	・性能試験装置	
	配管等	
	屋内消火栓箱等	
	・消火栓 29台	
	・ホース 15m×58本	
	耐震措置	
ポンプ方式（起動性能等）		
配線		
屋外消火栓設備	水源（上水道）	
	配管等	
	屋外消火栓箱等	
	・消火栓 4台	
	・ホース 20m×8本	
自動火災報知設備	予備電源・非常電源（内蔵型）	予備電源・非常電源（内蔵型）
	受信機・中継器	受信機・中継器
	感知器	感知器
	・作動式分布型空気管式 1個	発信機 2個
	・作動式スポット型 59個	音響装置 2個
	・定温式スポット型 100個	自動試験機能
	・光電式スポット型 192個	無線機能
発信機 29個	同時作動	

音響装置 2個	地域音響装置の音圧
---------	-----------

No. 2

区 分	屋内競技場	附属体育館
自動火災報知設備	自動試験機能	配線
	同時作動	
	配線	
ガス漏れ火災警報設備	予備電源・非常電源（内蔵型）	
	受信機・中継器	
	警報装置	
	同時作動	
	検知区域警報装置	
	総合作動	
	配線	
消防機関へ通報する 火災報知設備	火災通報装置（予備電源、本体）	
	火災通報装置（遠隔起動装置）	
	配線	
非常警報器具および 設備	非常電源（内蔵型）	
	放送設備（起動装置、増幅機等、 スピーカー）	
	音響装置・スピーカーの音圧	
	総合作動	
	配線	
誘導灯・誘導標識	誘導灯	誘導灯
	・避難口誘導灯 94台	・避難口誘導灯C級 3台
	・通路誘導灯 57台	配線
	配線	
非常電源 （自家発電設備）	設置状況	
	表示	
	自家発電装置	
	始動用蓄電池設備	
	制御装置	
	保護装置	
	計器類	
	燃料容器等	
	冷却水タンク	
	排気筒	
	配管	
	結線接続	

	接地	
	始動性能	

No. 3

区 分	屋内競技場	附属体育館
非常電源 (自家発電設備)	運転性能	
	停止性能	
	耐震措置	
	接地抵抗	
	絶縁抵抗	
	負荷運転	
非常電源 (蓄電池設備)	設置状況	
	蓄電池	
	充電装置	
	結線接続	
	ポンプ	
	タンク・配管等	
	制御装置	
	耐震措置	
	接地抵抗	
	絶縁抵抗	
	容量	
	切替装置	
	電圧計・周波数計	
	電圧調整範囲	
	負荷電圧補償装置	
タイマー		

ボイラおよび圧力容器等整備業務仕様書

この仕様書は、本業務について大要を示すものである。この仕様書も記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認められる作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場
2. 整備対象機器
 - (1) ボイラ鑄鉄製組合式蒸気 (伝熱面積 24.30㎡) 2缶
 - (2) 貯湯槽ストレージタンク (内容積 2㎡) 1缶
 - (3) 還水槽給水タンク (内容積 4,000ℓ) 1基
 - (4) 温水槽 (2,000×1,400×1950) 1基
 - (5) 補給水配管 1式

3. 整備内容

労働安全衛生法「ボイラ及び圧力容器安全規則」に基づいて、令和2年実施のボイラ・第一種圧力容器性能検査に備え整備すること。

各交換部品は、当該ボイラ設備の規格にあったものとする。

- (1) ボイラ点検整備 (昭和SAD711型 24.30㎡ 2缶)
 - ① ボイラ本体内外部清掃
 - ② ボイラ本体ケーシング脱着整備
 - ③ ボイラ本体付属機器分解整備
 - ④ オイルバーナー点検清掃 (ノズルチップ含む)
- (2) 貯湯槽ストレージタンク点検整備
 - ① ストレージタンク本体内部清掃
 - ② ストレージタンクコイル引抜きおよびパッキン取替
 - ③ 溶解栓交換 (40A) 1組
 - ④ ストレージタンク付属品分解整備
- (3) 還水槽点検整備
 - ① 内部清掃
 - ② 水面計ガラス管分解清掃
- (4) 安全弁吹出し試験
- (5) 温水槽点検整備
 - ① 内部清掃
 - ② 加熱コイル引抜き清掃
 - ③ 蒸気トラップ分解整備
 - ④ ボールタップ取替

(6) 補給水配管取替

- ① 配管取替 (50A)
- ② フランジ、エルボ取替 (50A)
- ③ 圧着ソケット取替 (50A)

4. 報告書の提出

業務終了後は、業務報告書を館長に速やかに提出すること。

5. 委託期間

令和5年6月1日から令和5年7月15日まで

※屋内競技場の利用状況によって作業日程の調整および期間の変更もある。

ボイラ煤煙測定業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場
2. 業務対象物 ボイラ 2基
3. 業務内容

「大気汚染防止法施行規則」に基づいて実施すること。

原則として10月、3月に実施することとし、実施日時については甲と事前に打ち合わせすること。

4. 測定項目

- (1) 排気ガス温度測定
- (2) 排気ガス水分測定
- (3) 排気ガス流量測定
- (4) ダスト濃度測定
- (5) ダスト流量測定
- (6) 硫黄酸化物濃度測定
- (7) 硫黄酸化物排出量測定
- (8) 窒素酸化物濃度測定
- (9) 窒素酸化物排出量測定

5. 測定器具

測定に使用する機器等は、受託者で用意すること。

6. 報告書の提出

業務終了後は、報告書を速やかに館長に提出すること。

7. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

飲料水用受水槽清掃業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場
2. 業務対象物 飲料水用受水槽 13.5㎡ FRP製2槽式
3. 業務内容
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。
受水槽の沈殿物、浮遊物、壁面等の付着物質等を除去し、受水槽の周辺を清掃し、受水槽への異物混入防止措置の点検を行うこと。
清掃に当たっては、作業が衛生的に行われるように十分注意して行うこと。
実施日時については、甲と事前に打ち合わせすること。
4. 報告書の提出
業務終了後は、報告書を速やかに館長に提出すること。
委託期間
5. 令和6年3月1日から令和6年3月31日まで

ウエイトトレーニング機器保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場

2. 業務対象物および内容

(1) ウエイトトレーニング機器点検

- ① アシックス ボディーマスター コンビネーションマシン 1台
・レッグエクステンション ・レッグカール ・ハイ&ロー
・ハイプリー ・レッグプレス ・チンデヒップ ・スクワット
各器具のボルトの緩み、ワイヤーの損傷点検、重量調整および歯車の調整
- ② ユニバーサル コンビネーションマシン 1台
・ハイプリー ・ロープリー ・チンニング ・バックエクステンション
・ハックスクワット&ショルダー ・ベンチプレス ・アブドミナルボード ・レッグプレス
各器具のボルトの緩み、ワイヤーの損傷点検、重量調整および歯車の調整
- ③ アシックス ボディーマスター バタフライ(単体) 1台
各器具のボルトの緩み、ワイヤーの損傷点検、重量調整および歯車の調整
- ④ アシックス ボディーマスター フラットアジャスタブルベンチ 1台
各部のボルトの緩み点検
- ⑤ アブミナルボード 2欄
各部のボルトの緩み点検
- ⑥ ベルトパイプレーター 1台
ベルトの損傷、モーター作動状態、ベルト取付金具の点検
- ⑦ コードレスバイク 2台
電気系統の点検、ペダル、回転部の損傷確認
- ⑧ ダンベル 1式
プレート固定部の確認
- ⑨ バーベル 1式
シャフト、プレート固定部の緩み確認
- ⑩ スクワットラック 1台
各部ボルトの緩み確認
- ⑪ パワーラック 1台
各部ボルトの緩み点検
- ⑫ ベンチプレスS 2台
各部ボルトの緩み点検

- ⑬ アームカールベンチ 1台
各部ボルトの緩み点検

(2) 体力測定器具点検

- ① 立位体前屈測定器
踏み台および本体（スライド、スケール）取付状態の点検
- ② 体重計
点検、作動確認

3. 業務実施日

6月、9月、12月、3月とする。実施日時については、甲と事前に打ち合せすること。

5. 報告書の提出

業務終了後は、報告書を速やかに館長に提出すること。

6. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

電光掲示盤および競技操作機器点検業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場
2. 点検対象機器
 - (1) フルマトリクス電光掲示盤
 - (2) 直流式塔時計装置
 - (3) アイスホッケー電光掲示盤
 - (4) 操作電源装置
 - (5) アイスホッケー競技操作盤
 - (6) 時間操作盤
 - (7) ファール操作盤
 - (8) インターフォン器材
 - (9) 競技、案内電光表示コンピューター
 - (10) メッセージ機能電光表示コンピューター機能
 - (11) 接続コネクタ盤
 - (12) 接続ケーブル類
 - (13) 無停電装置
3. 点検内容
 - (1) 総合点検
 - ① 外観および環境状況
 - ② 操作または表示機能の円滑動作確認
 - ③ 全機能性能の確認
 - ④ 収納の周囲環境
 - (2) フルマトリクス電光掲示盤点検
 - ① 一次電圧の測定確認
 - ② 二次電圧の測定確認
 - ③ 制御供給交流電源の測定確認
 - ④ 直流制御電源部の測定確認
 - ⑤ 受信制御盤の動作確認
 - ⑥ 表示制御盤の動作確認
 - ⑦ 表示ランプの点灯状況確認
 - ⑧ 表示ランプ周辺の状況確認
 - ⑨ 表示ランプ制御基板の動作確認
 - ⑩ テストパターン表示の動作確認

- ⑪ 接続ケーブルおよびコネクタ確認
 - ⑫ ランニングタイマーの動作および作動確認
 - ⑬ ランニングタイマー制御基板および動作確認
 - ⑭ 電光掲示盤周辺的环境状況
- (3) 直流式塔時計装置点検
- ① 塔時計機械体の固定状況
 - ② 塔時計機械体の供給電圧測定
 - ③ 1分起動信号による駆動確認
 - ④ 駆動ギアの状況確認
 - ⑤ モニター信号の動作確認
 - ⑥ 自己保持機能の確認
 - ⑦ 接続線および端子の確認
- (4) アイスホッケー電光掲示盤点検
- ① 直流制御電源部の測定
 - ② 受信制御盤の動作確認
 - ③ 表示制御盤の動作確認
 - ④ 表示ランプの点灯状況確認（電球切れ等）
 - ⑤ 表示ランプ周辺の状況確認
 - ⑥ 表示ランプ制御基板の機能確認
 - ⑦ テストパターン表示の機能確認
 - ⑧ 標準デジタル時計機能確認
 - ⑨ 標準デジタル時計停電補償機能確認
 - ⑩ 標準デジタル時計内部照明機器の確認
 - ⑪ 標準デジタル時計表示機能確認
- (5) 操作電源装置点検
- ① 制御供給交流電源の測定
 - ② 直流電源電圧の測定
 - ③ 停電補償機能の確認
 - ④ 停電補償用ニッカドバッテリーの測定確認
 - ⑤ 操作スイッチ類の確認
 - ⑥ 停電補償用ニッカドバッテリー充電機能確認
 - ⑦ 接続コネクタの確認
- (6) アイスホッケー競技操作盤点検
- ① 供給駆動電源の測定確認
 - ② ペナルティー操作盤スイッチ類の点検確認
 - ③ ペナルティー設定機能の確認
 - ④ 得点操作機能の確認
 - ⑤ ブザー操作盤切替え機能確認
 - ⑥ ブザー通報の機能確認

- ⑦ チーム名入力機能確認
- ⑧ チーム名入力操作テスト機能動作
- ⑨ 各操作盤接続コネクタの点検
- ⑩ テストパターン表示機能確認
- ⑪ 競技終了等の通報ブザー音確認
- ⑫ 手動切替え操作の機能確認
- (8) 5ファール操作盤点検
 - ① 供給駆動電源の測定確認
 - ② 競技操作盤スイッチ類の点検確認
 - ③ 切替操作データー出力確認
 - ④ ファールポイント操作の確認
 - ⑤ 各操作盤接続コネクタの点検
- (9) インターホン器材点検
 - ① 供給駆動電源の測定確認
 - ② 呼び出し機能の確認
 - ③ 通話機能の確認
 - ④ 通話音の明瞭確認
- (10) 競技、案内電光表示コンピューター点検
 - ① 起動システムの動作確認
 - ② 表示入力機能確認
 - ③ データーファイルの読み込み、出力機能確認
 - ④ 編集機能の確認
 - ⑤ 表示入力機能確認
 - ⑥ データーファイル（オンライン競技データー）の読み込み、出力機能確認
 - ⑦ 図形読み込み機能の確認
 - ⑧ 表示操作性の確認
- (11) メッセージ機能電光表示コンピューター機能
 - ① 起動システムの動作確認
 - ② 表示入力機能確認
 - ③ 固定編集機能の操作確認
 - ④ 流れ文字編集機能の確認
 - ⑤ スケジュール編集機能の操作確認
 - ⑥ 表示操作性の確認
- (12) 接続コネクタ盤点検
 - ① コネクタ取り付け状況
 - ② コネクタ類の破損等状況
 - ③ 接続結線の状況
 - ④ 接続線等の絶縁状況
- (13) 接続ケーブル類点検

- ① 接続類の外装、破損等確認
 - ② 接続ケーブル類の絶縁測定
 - ③ 接続コネクタの点検整備
- (14) 無停電電源装置点検
- ① 停電時補償機能の動作確認
 - ② 停電補償用バッテリーの測定確認
 - ③ 停電時切換え機能の確認
4. 報告書の提出
- 業務終了後は、報告書を速やかに所長に提出すること。
5. 委託期間
- 令和5年12月1日から令和5年12月28日

冷凍機および付属機器点検整備業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場

2. 業務対象物

- (1) R134a 2段機 ターボ冷凍機 HC-F250C 1台
- (2) 冷却塔 SKA-135T/HP0
- (3) 冷却槽 コンクリート1槽式 14.63m³
- (4) ブラインポンプ 日立SVF200×150N4-545 2台
- (5) 冷却水ポンプ 日立JOV-CH125×100Y4-518.5 2台

3. 業務内容

実施日時については、甲と事前に打合せすること。

(1) ターボ冷凍機点検整備（試運転）

- ① 外観点検（電気品の破損、ランプ・ヒューズ切れ、端子・マグネットスイッチ・補助リレー、温度計、起動機器）
- ② 機内点検（保温材の脱落破損、オイルタンク内部、給油配管フレヤナット、ストレーナ・オイルクーラ、冷媒ストレーナ、ドライヤ）
- ③ 運転調整（振動・騒音、電圧・運転電流、電動機の冷却状態、油面・油圧及び油温）

(2) 付属機器点検（試運転）

- ① ブラインポンプ点検（振動・騒音、電圧・運転電流、油面・油圧及び油温）
- ② 冷却水ポンプ点検（振動・騒音、電圧・運転電流、電動機の冷却状態、油面・油圧及び油温、冷却水、ダンパー開閉動作）

(3) 冷凍機運転立会

整備終了後、冷凍機運転において甲が指示する時間の立会いを行い、正常な運転を確認する。万が一にも異常があった場合は、速やかに適切な措置を講ずること。

4. 報告書の提出

業務終了後は、報告書を速やかに館長に提出すること。

5. 委託期間

令和5年11月15日から令和5年12月5日まで

冷凍機運転保守管理、製氷およびスケートパトロール業務仕様書

この仕様書は、本業務の概要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所 真駒内屋内競技場

2. 業務内容

(1) 冷凍機運転業務

- ① ターボ冷凍機HC-F2500の運転
- ② 冷却設備（ブラインポンプ、冷却水ポンプ、冷却塔ファン）の自動および

手動運転

- ③ 付属機器（ブライン補給ポンプ、エアー抜きポンプ、温水加圧ポンプ）の運転
- ④ 操作盤および各種保安装置（ブライン温度リレー、油温度リレー、主電動機過負荷リレー、主電動機加熱リレー、オイルポンプ過負荷リレー、蒸発器低圧リレー、凝縮器高圧リレー、給油差圧リレー、ブライン断水リレー、冷却水断水リレー）により運転状況を把握すること。

(2) 冷凍機保守管理業務

- ① 運転中は温度測定（冷水出口、冷却水入口、給油）、圧力測定（蒸発器、凝縮器、給油）、液面計点検（蒸発器冷媒、オイルタンク油面）、各部の振動、騒音、主電流計チェック、水量のチェック（ポンプの電流、ポンプ吐出圧力の測定）について十分点検すること。
- ② 運転中は運転状況を冷凍機運転日誌により記録すること。
- ③ 運転中に異常および故障が発生した場合は、ターボ冷凍機取扱説明書に記載の処置により対応するとともに、速やかに所長に報告すること。
- ④ その他、必要に応じて所長が指示する業務

(3) 製氷業務

- ① リンクおよび周囲の清掃
- ② コンクリート目地の適切な処置
- ③ 散水作業は、状況に応じて適切な量の温水又は水を数回霧状散布し、必要な氷厚にすること。

(4) 整氷業務

- ① 氷面の不良箇所の補修（穴の補修、リンクコンディションに応じた部分補修、凸凹是正等）および異物の除去
- ② ザンボニーによる適切な散水、氷割り、氷面の整氷、清掃作業を行うこと。
- ③ ザンボニーの運転および管理

- ・ 運転については、施設設備等を破損しないよう十分注意すること。
- ・ 日常点検を行い異常があったときは、直ちに所長に報告すること。

(5) 解氷および後始末業務

- ① ザンボニーで氷を削ってある程度の厚みを取ってから氷を割る。割った氷は、トラック等を用いて指示する場所に搬出すること。
- ② 作業終了後は、ザンボニーおよび作業用道具の点検・清掃・整理を行い不具合箇所等がある場合は、その内容を必ず書面で報告すること。
- ③ 使用した製氷員室の清掃・整理を行うこと。

(6) スケートパトロール業務

- ① スケートリンク一般開放時の利用者の安全を確保し、事故や怪我の発生を未然に防止するためにスケートリンクで監視をすること。万一事故や怪我が発生した場合は、直ちに競技場事務室に連絡するとともに、応急手当てなど臨機応変の対応をすること。
- ② 危険な行為を行う者や手袋着用やスピードスケートの使用禁止等の注意事項を守らない者に対して、適切な注意を行うこと。どのような場合であっても、親切丁寧に対応すること。
- ③ 館内の案内、営業時間に関することなど、利用者からの問い合わせには親切丁寧に対応すること。
- ④ 利用者へのヘルメットの貸出し、スケート教室実施の際の三角コーンによるリンクの区分、イベント時の手伝いなど所長が指示する軽作業を行うこと。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用者への手指消毒、利用中に三密を避けるための注意喚起、勤務中のマスク着用に努めること。

(7) その他、必要に応じて所長が指示する業務

3. 勤務体制

- (1) 別紙「冷凍機運転および整氷業務作業日程」、「令和5年度冬期スケートリンク運用計画」、「スケートパトロール員勤務体制表」に基づき勤務体制を組むこと。
- (2) 冷凍機運転保守管理業務員の配置、勤務時間については、原則1名を午前8時30分から午後9時までとする。
- (4) スケート競技大会等の貸館のときのリンク整氷については、主催者と打ち合わせにより決定することとする。

4. その他

- (1) 作業実施にあたっては、周囲の安全を確認し、事故のないよう十分注意すること。
- (2) 作業中の不測の事態に備え、損害保険に加入すること。
作業実施にあたり、施設等に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償すること。
- (3) 作業で使用する消耗品具（パトロール着を含む）は受託者で用意すること。

ザンボニー車（ガソリン込み）は甲が貸与する。

- (4) スケート競技大会等が開催される場合に伴う冷凍機運転および整氷、整氷業務については、打合せ調整のうえ勤務体制を組むこと。

5. 報告書の提出

毎日、業務終了後に冷凍機運転日誌、整氷日報、スケートパトロール業務日誌を館長に提出すること。

5. 委託期間

令和5年12月4日から令和6年3月1日まで

冷 凍 機 運 転 日 誌

令和 年 月 日 曜日 天気()

			館 長	副館長	課 長	係 長	主 事	保 守
	項 目	単 位			:		:	:
電動機	電 圧	V						
	電 流	A						
圧縮機	ダンパー開度	%						
	給油温度	°C						
	給油圧力	Mpa						
蒸発器	油 量	cm						
	蒸発圧力	Mpa						
	ブライン入口温度	°C						
	ブライン出口温度	°C						
	入 口 圧 力	Mpa						
凝縮器	出 口 圧 力	Mpa						
	凝 縮 圧 力	Mpa						
	冷却水入口温度	°C						
	冷却水出口温度	°C						
環境	入 口 圧 力	Mpa						
	出 口 圧 力	Mpa						
ブラインP	機 械 室 温 度	°C						
	外 気 温 度	°C						
冷却水P	ブラインP電流(No. 1)	A						
	吸 入 圧 力	Mpa						
	吐 出 圧 力	Mpa						
	冷却P電流(No. 1)	A						
	冷却P電流(No. 2)	A						
稼働状態	運 転 開 始 時 間	:						
	運 転 終 了 時 間	:						
	本 日 運 転 時 間	:				前日累計	:	
	累 計 運 転 時 間	:						
巡 視 点 検 記 録	点 検 項 目		結 果			備 考 欄		
			開 始 時	中 間	終 了 時			
	圧縮機及び電動機に異常音は無い		有 無	有 無	有 無			
	圧縮機及び電動機に異常振動は無い		有 無	有 無	有 無			
	機器及び配管に異常振動はない		有 無	有 無	有 無			
	冷媒の漏洩はない		有 無	有 無	有 無			
	冷却水ポンプに異常は無い		有 無	有 無	有 無			
	ブラインポンプに異常は無い		有 無	有 無	有 無			
	冷却塔ファンに異常は無い		有 無	有 無	有 無			
	冷却水槽・ストレーナに汚れは無い		有 無	有 無	有 無			
機器配管その他に漏水は無い		有 無	有 無	有 無				

スケートパトロール業務日誌

令和 年 月 日 曜日

天候()

館長	副館長	課長	係長	主査	係

氏名	勤務時間

<館内巡回>

時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分

<事故記録者>

時間	氏名	負傷事故名	処置	結果

<特記事項>

--